

京都市歴史的風致維持向上計画(2期)令和7年度末変更 新旧対照表

市町村名: 京都市

様式 1

章	頁	変更後 ページ	変更前 ページ	変更内容	変更理由
表紙	1	表紙	表紙	認定年月の変更	時点修正
共通	—	—	—	頁番号の修正	
序章	2	序章-3	序章-3	表序-3 京都市歴史的風致維持向上計画(2期)策定経過の修正	時点修正
1章	3	1-18	1-18	表1-3 京都市内指定等文化財の件数の修正	時点修正
2章	4	2-19	2-19	図2-1-7 本願寺界限	指定候補の追加に伴う修正(軽微な修正)
	5	2-35	2-35	図2-2-10 剣鉾の祭りの祭礼行列のルート	軽微な修正(指定候補の追加)
	6	2-54	2-54	図2-2-20 暮らしに息づくハレとケのまち京都に見る歴史的風致(ハレ)(総括図)	軽微な修正(指定候補の追加)
	7	2-72	2-72	図2-3-6 西陣織の製造・販売値の分布	軽微な修正(指定候補の追加)
	8	2-76	2-76	図2-3-8 室町通の繊維関連産業の分布	軽微な修正(指定候補の追加)
	9	2-77	2-77	図2-3-9 錦市場	軽微な修正(指定候補の追加)
	10	2-97	2-97	図2-4-8 寺町通・新門前通周辺の古美術商	軽微な修正(指定候補の追加)
	11	2-99	2-99	図2-4-9 市内の主な京菓子舗	軽微な修正(指定候補の追加)
	12	2-130	2-130	図2-6-12 京の街道とその周辺に見る歴史的風致(総括図)	軽微な修正(指定候補の追加)
5章	13	2-140	2-140	図2-7-2 高瀬川と保勝会の活動	軽微な修正(指定候補の追加)
	14	2-162	2-162	図2-7-17 瑞饋祭巡行ルート	軽微な修正(指定候補の追加)
5章	15	5-6	5-6	文章の修正	軽微な修正
6章	16~39	6-2~6-50	6-2~6-47	事業の追加等	軽微な修正
	40~42	6-51~6-53	6-48~6-49	事業一覧修正	軽微な修正
7章	43~44	7-28~7-29	7-28	【祈りと信仰のまち京都の歴史的風致】 ・指定候補追加(錦天満宮、法輪寺)	軽微な修正(指定候補の追加)
	45~50	7-32~7-38	7-31~7-36	【暮らしに息づくハレとケまち京都の歴史的風致】 ・指定候補追加(鶴種(北川邸)、北観音山町会所、山伏山町会所、瀧尾神社、 小山・小西邸、岩倉・城守邸、澤井醤油本店) ・指定番号等追加(令和6年度末以降の指定)	軽微な修正(指定候補の追加)
	51~52	7-43~7-44	7-41	【ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致】 ・指定候補追加(西陣・岡本邸、西陣・真崎邸、三宅邸、近又) ・指定番号等追加(令和6年度末以降の指定)	軽微な修正(指定候補の追加等)
	53	7-47	7-44	【文化・芸術のまち京都の歴史的風致】 ・指定候補追加(横山邸、亀屋伊織、内藤清商店)	軽微な修正(指定候補の追加)
	54	7-50	7-47	【伝統と進取の気風の地の歴史的風致】 ・指定番号追加(令和6年度末以降の指定)	軽微な修正(指定候補の追加)
	55	7-53	7-50	【京の街道とその周辺の歴史的風致】 ・指定候補追加(山科・長谷川邸)	軽微な修正(指定候補の追加)
	56~58	7-57~7-59	7-54~56	【千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致】 ・指定候補追加(竹中邸、喫茶ソフレ、徳岡邸) ・指定番号追加(令和6年度末以降の指定)	軽微な修正(指定候補の追加)
	59	7-60	7-54	図7-2 歴史的風致形成建造物指定候補の分布	軽微な修正(指定候補の追加)
資料 編	60	別表1-1~	別表1-1~	国指定文化財の追加等	時点修正
		別表4-3	別表4-3	府指定・登録文化財の追加、主な未指定文化財(景観重要建造物)の追加等	時点修正

新 (表紙)

旧 (表紙)

京都市歴史の風致維持向上計画 (2期)

京都市歴史の風致維持向上計画 (2期)



令和8年3月

令和7年3月

京 都 市

京 都 市

新(序章-3)

4 計画策定(変更)経過

本計画の策定(変更)経過は以下の通り。

表序-2 京都市歴史的風致維持向上計画(1期)策定経過

H20.5.23	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の公布
H20.11.4	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行
H21.6.15	第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.7.17~31	パブリックコメントの実施
H21.8.21	第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.11.19	京都市歴史的風致維持向上計画の認定
H22.3.1	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請(第1回変更)
H22.11.10	法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置(平成25年度に名称変更)
H23.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
H23.7.26~8.22	京都市歴史的風致維持向上計画の第3回変更内容に係るパブリックコメントの実施
H24.2.14	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
H24.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)
H25.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第5回変更)
H26.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第6回変更)
H27.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第7回変更)
H28.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第8回変更)
H29.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第9回変更)
H30.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第10回変更)
H31.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第11回変更)
R2.3.24	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第12回変更)

表序-3 京都市歴史的風致維持向上計画(2期)策定経過

R1.9.4	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R1.9.10	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定に向けて
R2.1.8	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.2.12	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.2.18	京都市文化財保護審議会への報告
R2.6.10	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.6.15	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.10.27~R2.11.25	パブリックコメントの実施
R2.12.21	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R3.1.14	京都市文化財保護審議会地域計画部会からの意見聴取
R3.1.15	京都市美観風致審議会への報告
R3.1.25	京都市文化財保護審議会審議会への報告
R3.3.12	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定申請
R3.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定
R4.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第1回変更)
R5.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
R6.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
R7.3.13	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)
R8.3.●	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(軽微変更)

旧(序章-3)

4 計画策定(変更)経過

本計画の策定(変更)経過は以下の通り。

表序-2 京都市歴史的風致維持向上計画(1期)策定経過

H20.5.23	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の公布
H20.11.4	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行
H21.6.15	第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.7.17~31	パブリックコメントの実施
H21.8.21	第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の開催
H21.11.19	京都市歴史的風致維持向上計画の認定
H22.3.1	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請(第1回変更)
H22.11.10	法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置(平成25年度に名称変更)
H23.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
H23.7.26~8.22	京都市歴史的風致維持向上計画の第3回変更内容に係るパブリックコメントの実施
H24.2.14	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
H24.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)
H25.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第5回変更)
H26.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第6回変更)
H27.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第7回変更)
H28.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第8回変更)
H29.3.31	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第9回変更)
H30.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第10回変更)
H31.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第11回変更)
R2.3.24	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第12回変更)

表序-3 京都市歴史的風致維持向上計画(2期)策定経過

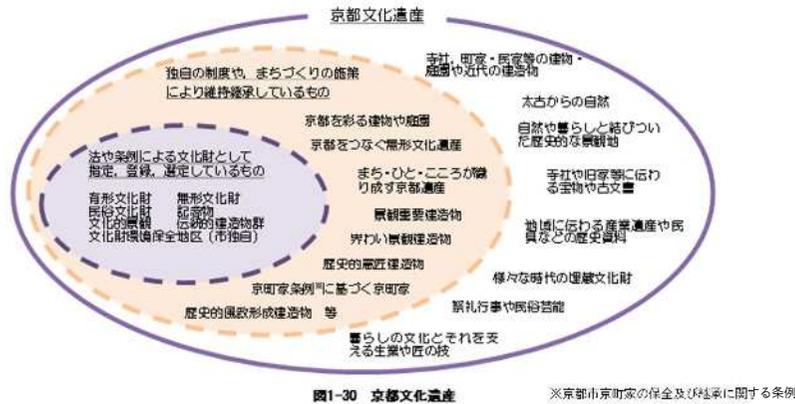
R1.9.4	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R1.9.10	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定に向けて
R2.1.8	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.2.12	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.2.18	京都市文化財保護審議会への報告
R2.6.10	歴史まちづくり推進会議庁内連絡会開催
R2.6.15	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R2.10.27~R2.11.25	パブリックコメントの実施
R2.12.21	京都市歴史まちづくり推進会議開催 ・次期計画策定について
R3.1.14	京都市文化財保護審議会地域計画部会からの意見聴取
R3.1.15	京都市美観風致審議会への報告
R3.1.25	京都市文化財保護審議会審議会への報告
R3.3.12	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定申請
R3.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画(第2期)の認定
R4.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第1回変更)
R5.3.30	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第2回変更)
R6.3.29	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第3回変更)
R7.3.13	京都市歴史的風致維持向上計画変更の認定(第4回変更)

新 (P1-18)

4 文化財等の分布状況

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、様々な分野、それぞれの地域に文化財が存在している。京都市内の指定等文化財の総数は、令和4年(2022)12月時点で、3,000件を超える。指定等文化財の主な分布状況については、巻末資料に掲載(美術工芸品等を除く)する。

一方、京都市には文化財保護法や文化財保護条例により指定・登録等がされているもののほかにも大切な「文化財」があり、京都市では、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことのできない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っている。

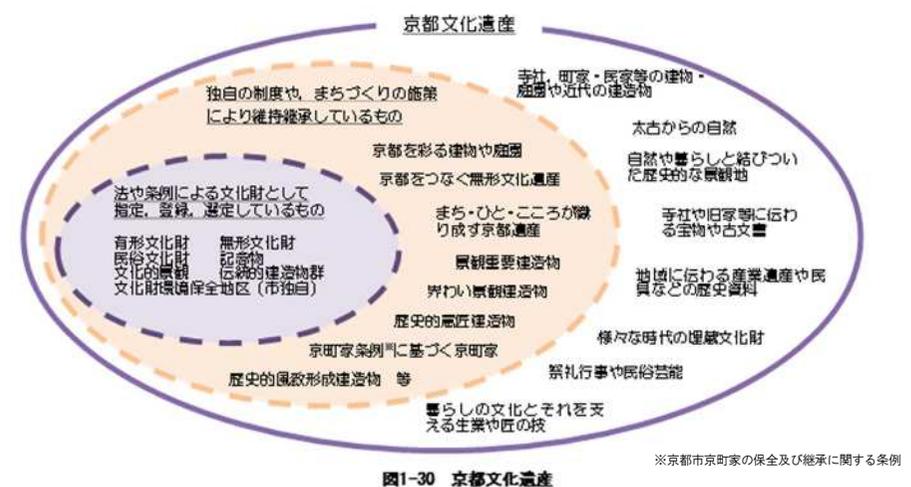


旧 (P1-18)

4 文化財等の分布状況

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、様々な分野、それぞれの地域に文化財が存在している。京都市内の指定等文化財の総数は、令和4年(2022)12月時点で、3,000件を超える。指定等文化財の主な分布状況については、巻末資料に掲載(美術工芸品等を除く)する。

一方、京都市には文化財保護法や文化財保護条例により指定・登録等がされているもののほかにも大切な「文化財」があり、京都市では、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことのできない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っている。



区分	市指定	市登録	府指定	府登録	国指定等(国宝)	国登録	合計	
有形文化財	建造物	78	27	50	7	220(43)	470	853
	美術工芸品	231	38	105	2	1,693(173)	2	2,071
無形文化財	工芸技術			6{9}¹		4{5}²¹		10
	芸能			1{2}²¹		4		5
	その他			1{1}²¹			1	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	9	3	2		4	2	20
	無形の民俗文化財		59	1	2	6		68
記念物	史跡	16	12	3		*258(3)		89
	名勝	33	3	1		*252(12)		89
	天然記念物	23	10	2		7		42
文化的景観						1		1
伝統的建造物群						4		4
文化財環境保全地区		11			1			12
文化財の保存技術			2			32{29}³¹		34
合計	553	185	2,085{2,059}	475	3,775{3,279}	(231){228}		

表1-3 京都市内指定等文化財の件数(令和7年7月末現在)(〔 〕内に重複を除いた実件数を示す)

※) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は1件
 ※1) 無形文化財保持者・選定保存技術団体には重複認定があり、{}に実人数・実団体数を示す。
 ※2) 国の史跡と名勝には重複指定があり、令和6年7月末時点の史跡・名勝の指定実件数は90件である。(国宝は12件)

区分	市指定	市登録	府指定	府登録	国指定等(国宝)	国登録	合計	
有形文化財	建造物	79	27	49	8	220(43)	457	840
	美術工芸品	225	38	104	2	1,689(173)	2	2,060
無形文化財	工芸技術			6{9}¹		4{5}²¹		10
	芸能			1{2}²¹		4		5
	その他			1{1}²¹			1	2
民俗文化財	有形の民俗文化財	9	3	2		4	2	20
	無形の民俗文化財		58	1	2	6		67
記念物	史跡	16	12	3		*258(3)		89
	名勝	33	3	1		*252(12)		89
	天然記念物	24	10	2		7		43
文化的景観						1		1
伝統的建造物群						4		4
文化財環境保全地区		11			1			12
文化財の保存技術			2			32{29}³¹		34
合計	548	185	2,081{2,059}	462	3,276{3,254}	(231){228}		

表1-3 京都市内指定等文化財の件数(令和6年7月末現在)(〔 〕内に重複を除いた実件数を示す)

※) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は1件
 ※1) 無形文化財保持者・選定保存技術団体には重複認定があり、{}に実人数・実団体数を示す。
 ※2) 国の史跡と名勝には重複指定があり、令和6年7月末時点の史跡・名勝の指定実件数は90件である。(国宝は12件)



図2-1-7 本願寺界限



図2-1-7 本願寺界限

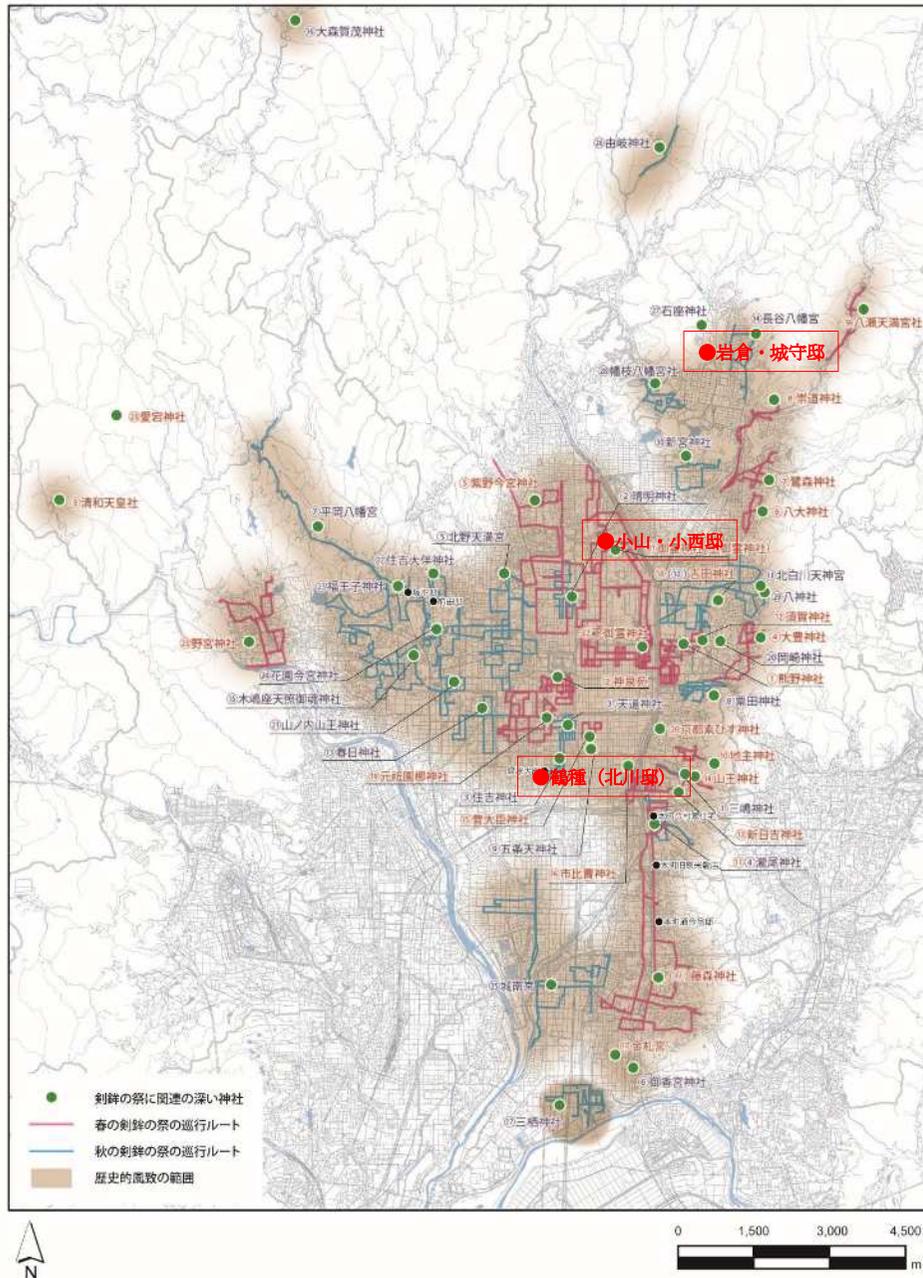


図 2-2-10 剣鉾の祭りの祭礼行列のルート

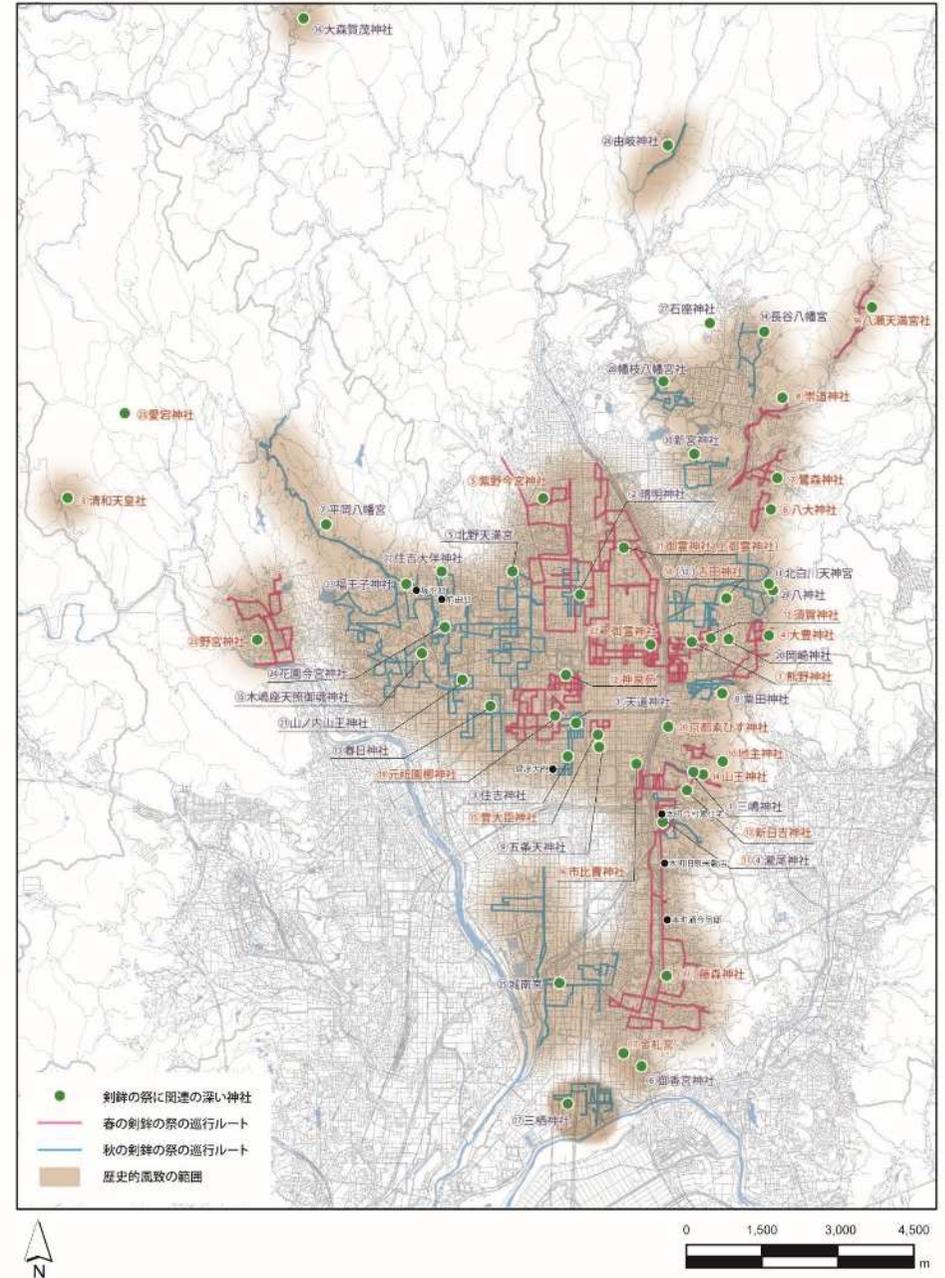


図 2-2-10 剣鉾の祭りの祭礼行列のルート

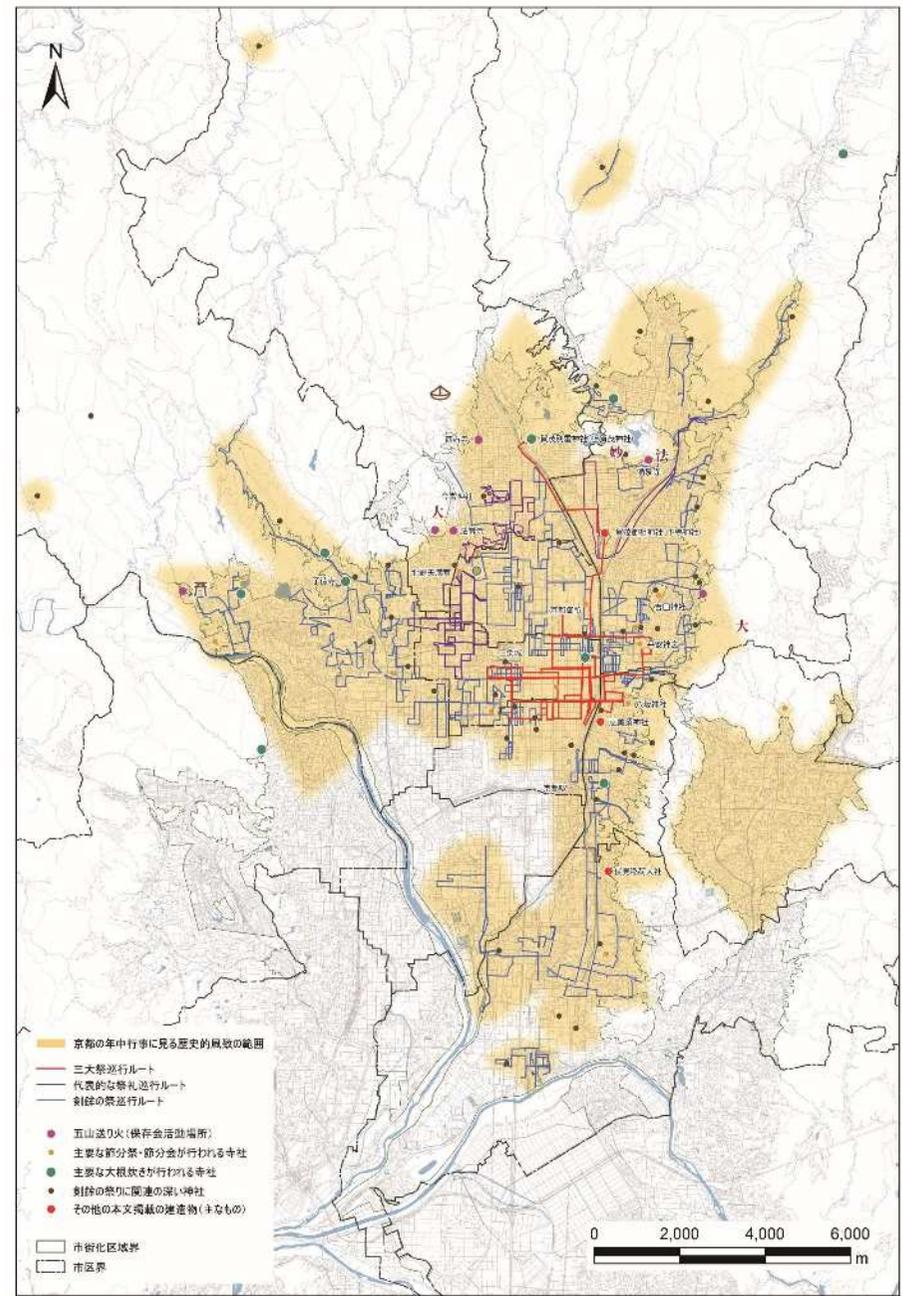
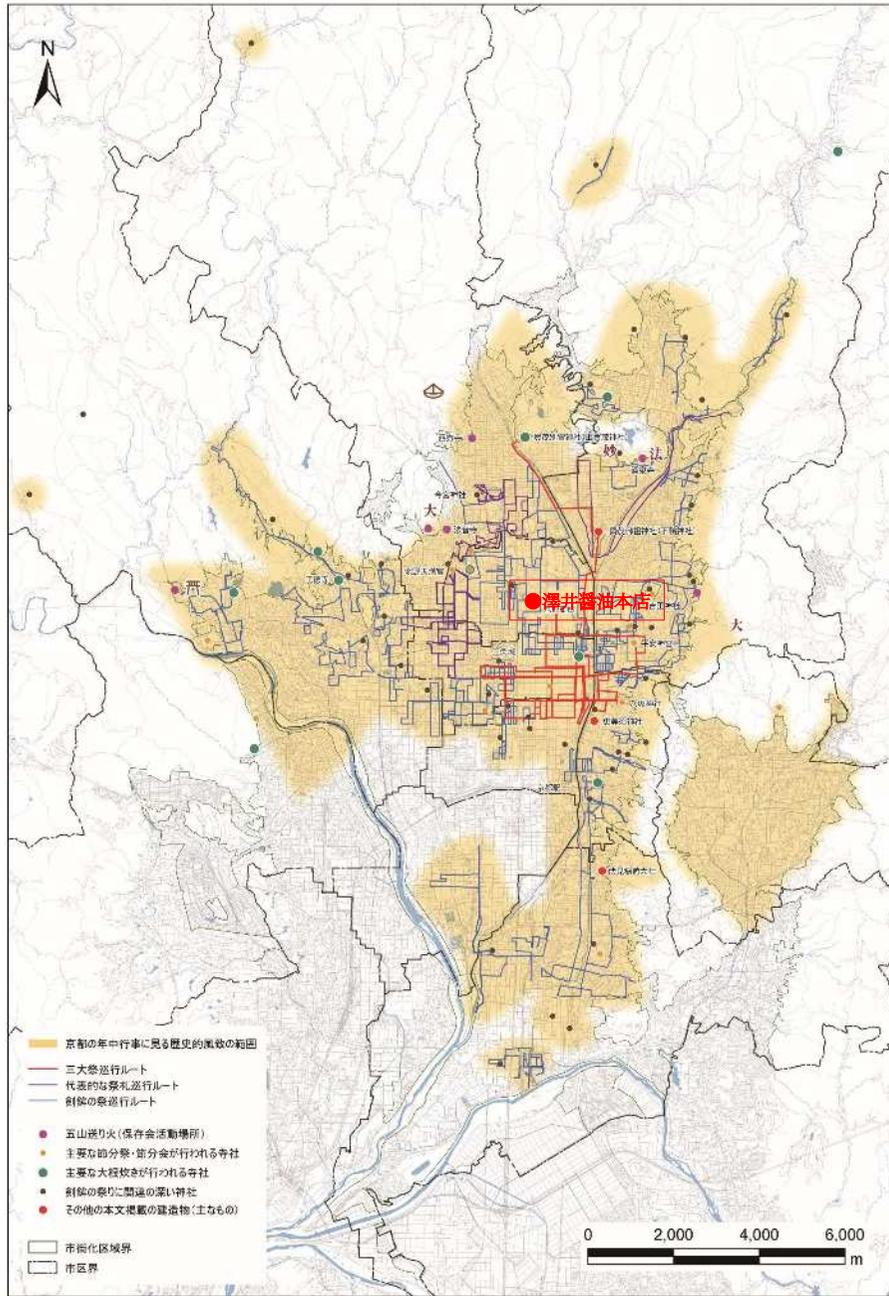


図2-2-20 暮らしに息づくハレとケのまち京都に見る歴史的風致(ハレ) (総括図)

図2-2-20 暮らしに息づくハレとケのまち京都に見る歴史的風致(ハレ) (総括図)

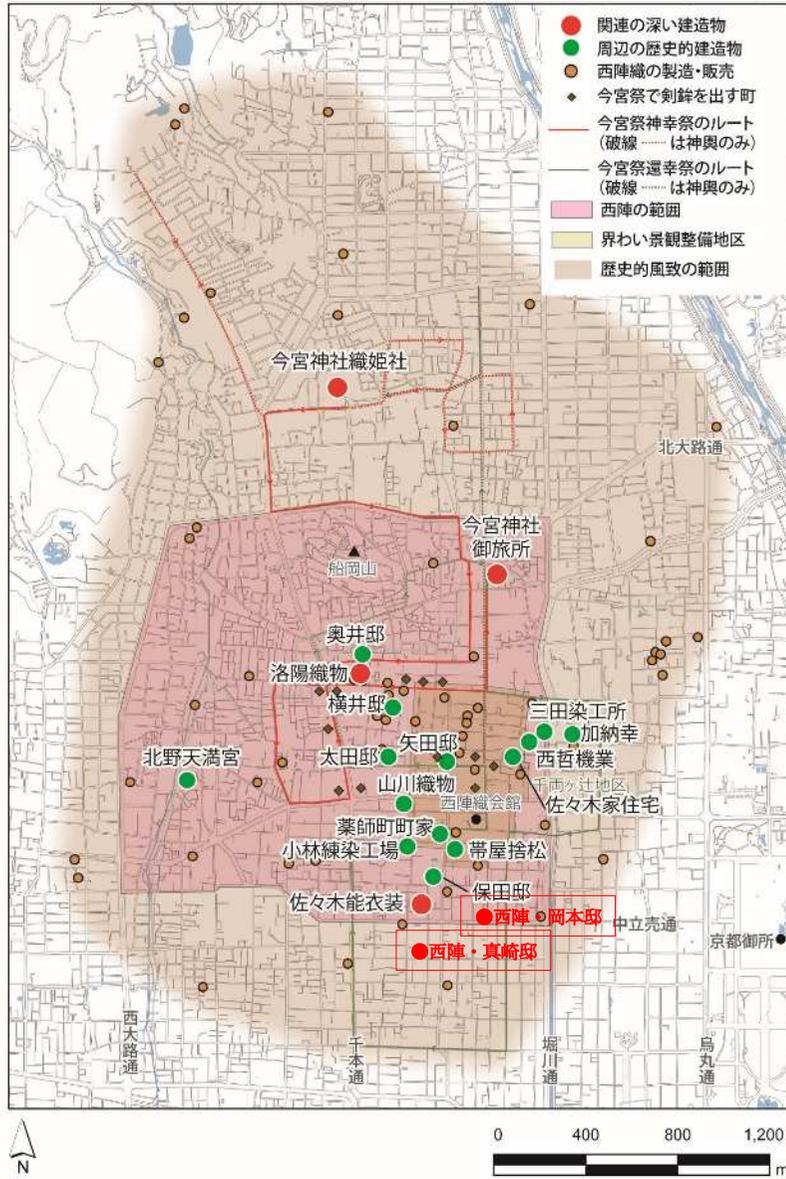


図 2-3-6 西陣織の製造・販売値の分布

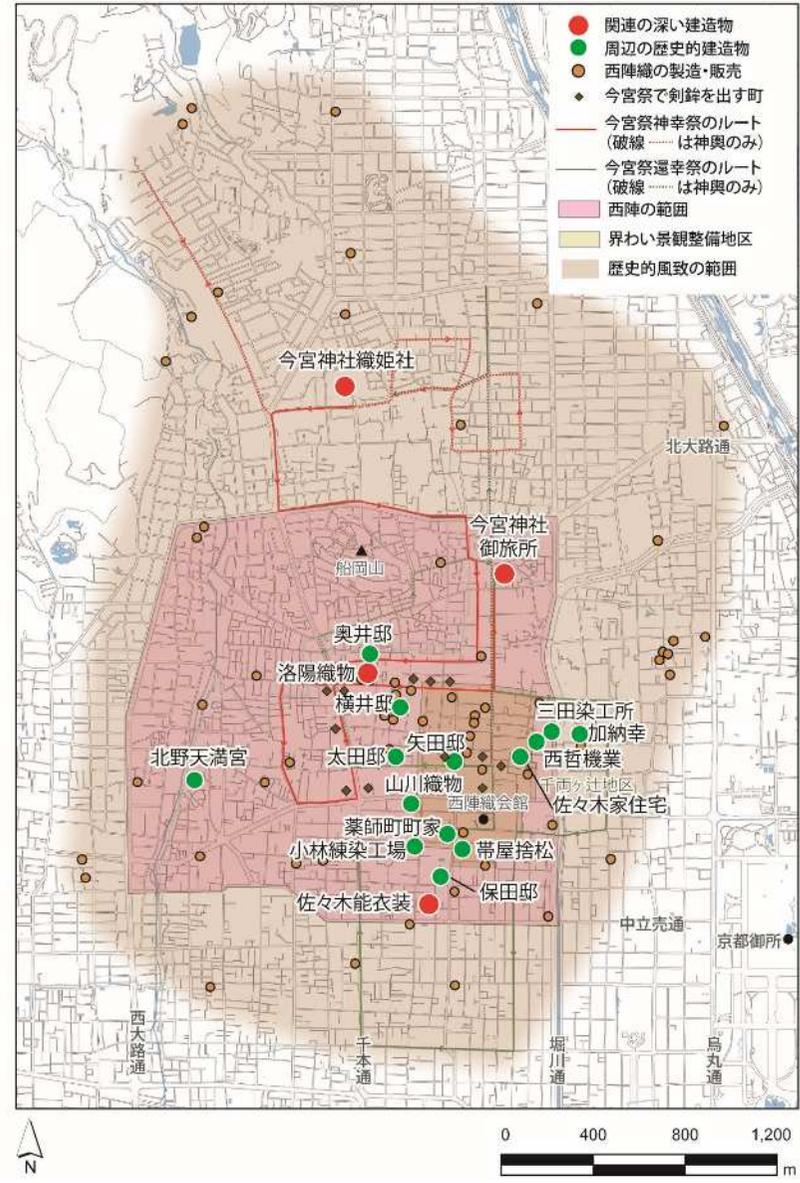


図 2-3-6 西陣織の製造・販売値の分布



図 2-3-8 室町通の繊維関連産業の分布

図 2-3-8 室町通の繊維関連産業の分布



图 2-3-9 錦市場



图 2-3-9 錦市場

新 (P2-97)

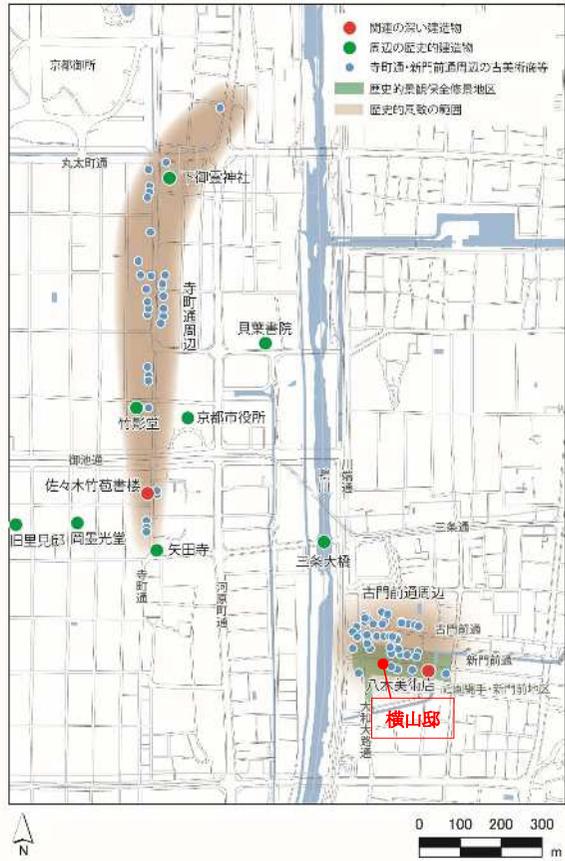


図 2-4-8 寺町通・新門前通周辺の古美術商

旧 (P2-97)

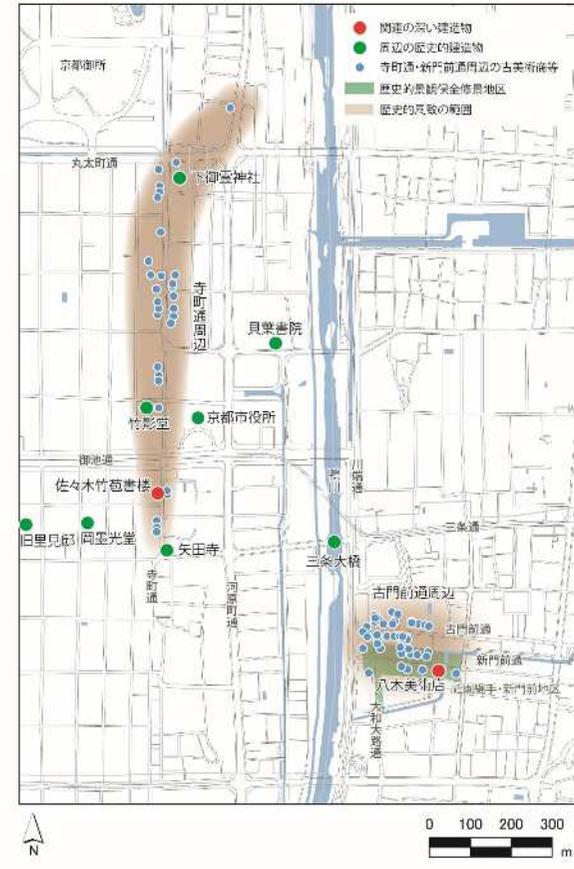


図 2-4-8 寺町通・新門前通周辺の古美術商

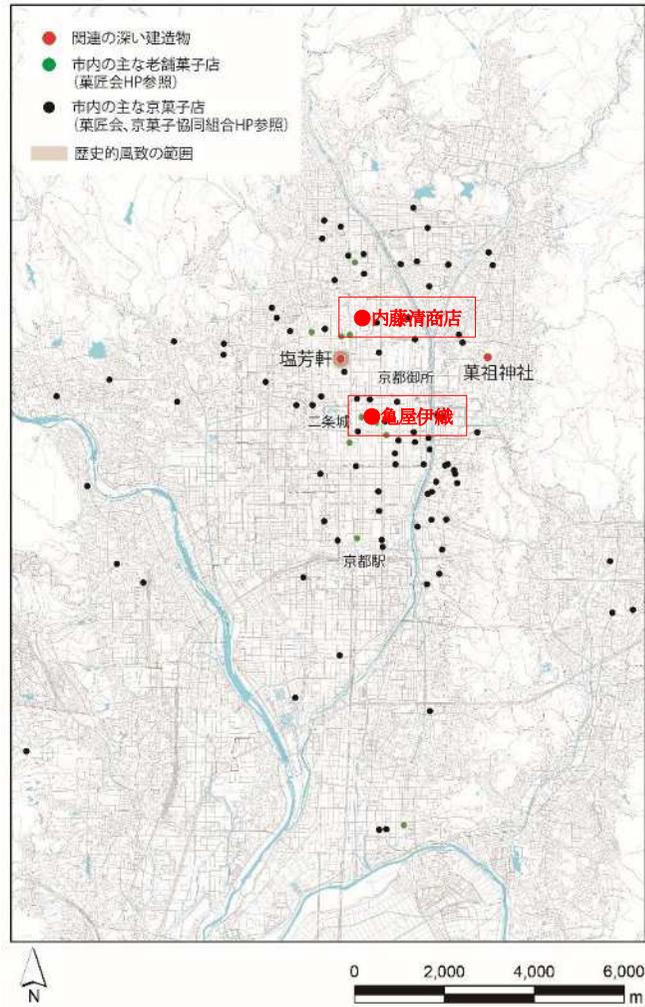


图 2-4-9 市内の主な京菓子舗

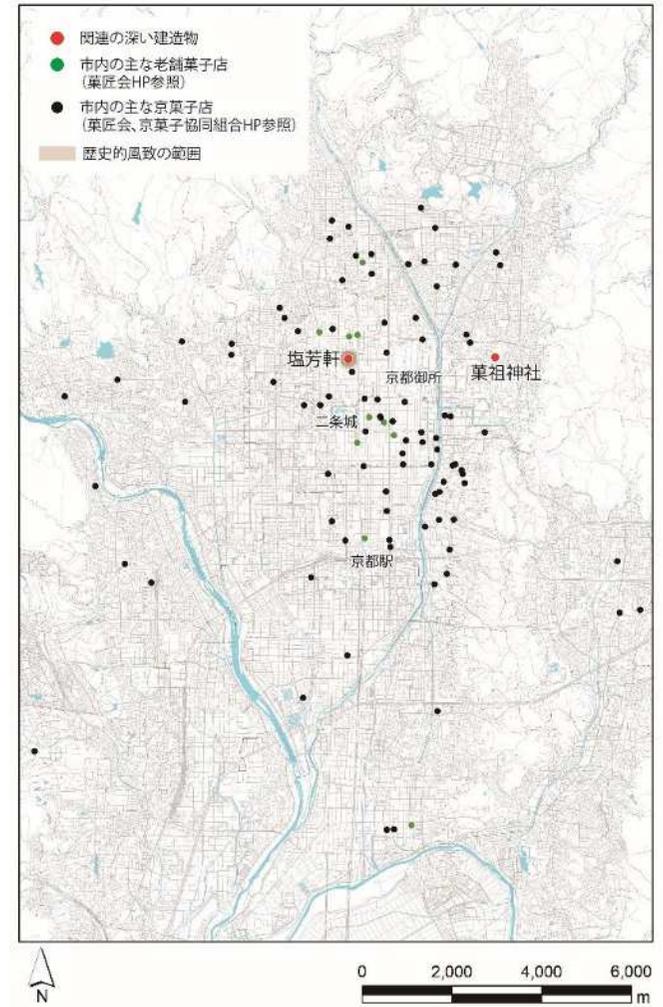


图 2-4-9 市内の主な京菓子舗

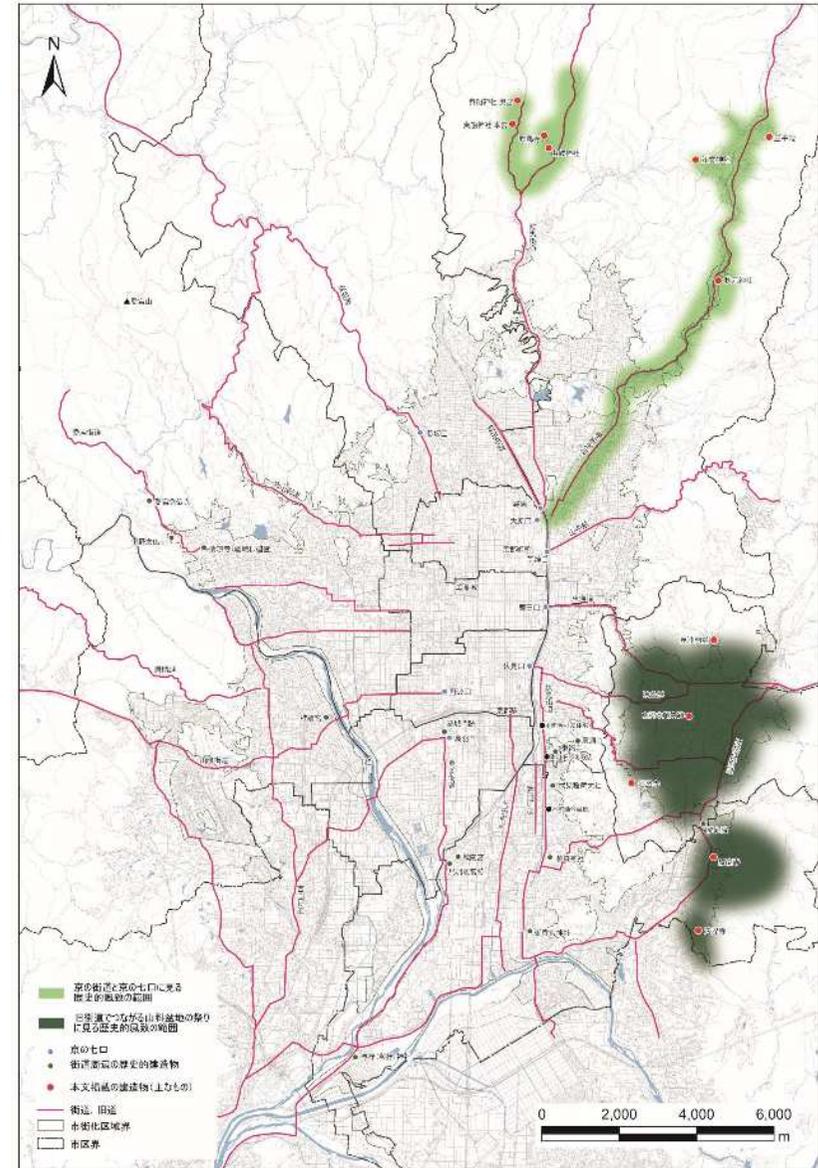
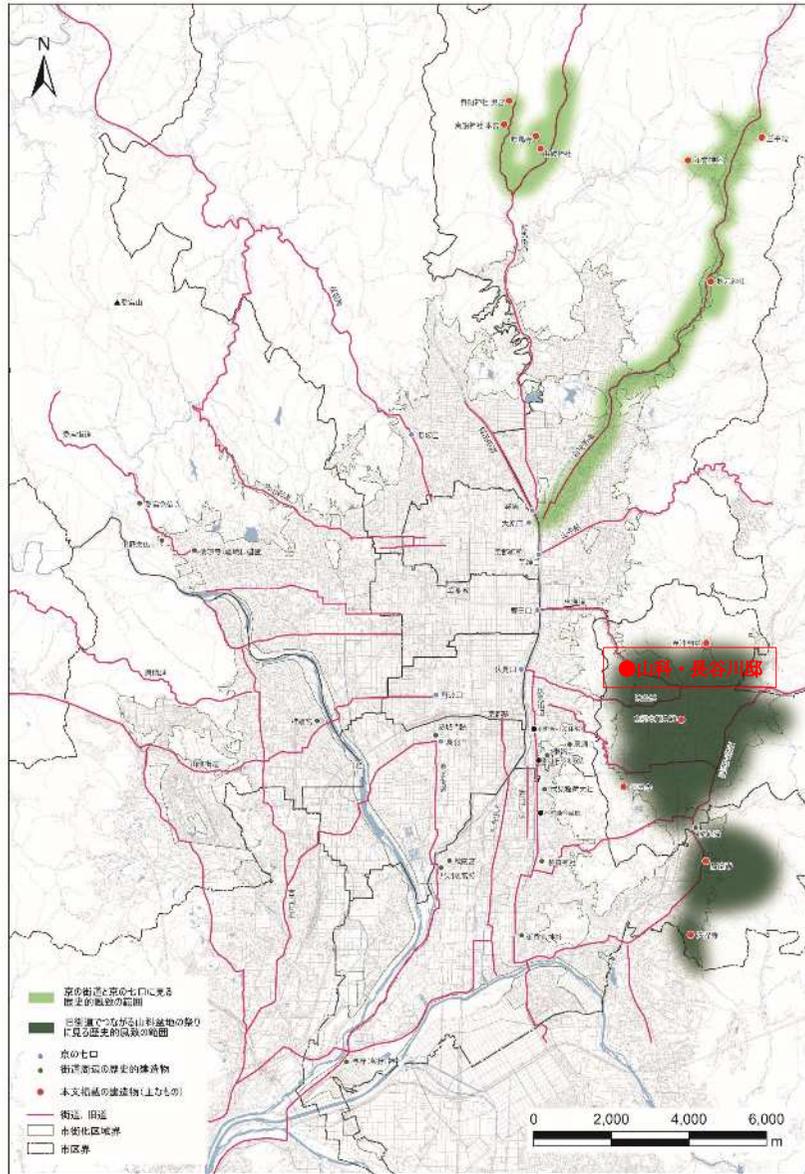


図 2-6-12 京の街道とその周辺に見る歴史的風致 (総括図)

図 2-6-12 京の街道とその周辺に見る歴史的風致 (総括図)

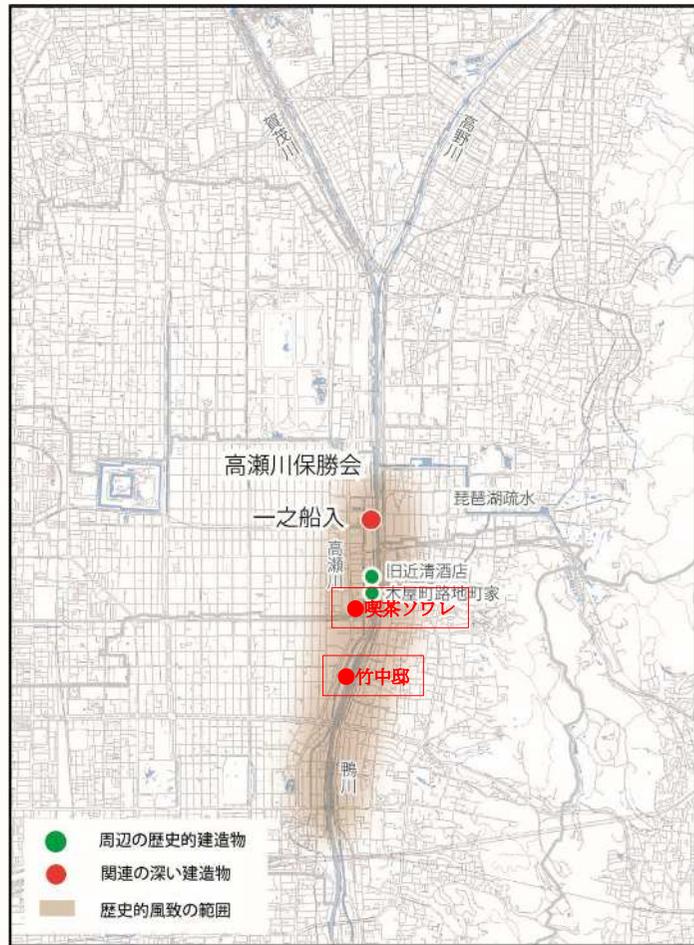


図2-7-2 高瀬川と保勝会の活動



図2-7-2 高瀬川と保勝会の活動

新 (P2-162)



図 2-7-17 瑞麟祭巡行ルート

旧 (P2-162)



図 2-7-17 瑞麟祭巡行ルート

新（５－６）

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、多くの京都文化遺産が存在しており、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく指定・登録はもとより、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの市独自の制度や、京都市景観計画、市街地景観条例等のまちづくりの施策の活用など、多様な維持継承の手法を用いて、それぞれの京都文化遺産にふさわしい保存・活用を実現していく。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

重点区域内には、多くの指定・登録文化財が存在しており、市指定・登録文化財の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資などの必要な支援を行うとともに、文化財の所有者による保存活用計画作成に係る助言等を行う。

また、文化財を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や文化財の管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しへの支援など、持続的な保存に向けた検討を行う。

【事業名】

- ・文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築
- ・文化財の重点的修理推進事業（令和6年度完了）
- ・“京都を彩る建物や庭園”修理事業（令和6年度完了）
- ・伝統的建造物群保存事業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の指定・登録文化財や文化財公開施設について、計画的な修理等に取り組むとともに、国の指定を受けた史跡等は、必要なものは買い上げるなど、市民に親しまれる場として保存する。

また、京都市が所有する埋蔵文化財、美術工芸品、歴史資料、民俗資料等の保管や恒温、恒湿の実現、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受入先の確保に向けた検討を行う。

天然記念物深泥池生物群集については、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。

【事業名】

- ・史跡元離宮二条城の修繕、整備
- ・名勝無鄰庵庭園の整備
- ・史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業
- ・天然記念物深泥池生物群集の調査の推進

旧（５－６）

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、多くの京都文化遺産が存在しており、文化財保護法や京都市文化財保護条例に基づく指定・登録はもとより、“京都を彩る建物や庭園”，“京都をつなぐ無形文化遺産”，“まち・ひと・こころが織り成す京都遺産”などの市独自の制度や、京都市景観計画、市街地景観条例等のまちづくりの施策の活用など、多様な維持継承の手法を用いて、それぞれの京都文化遺産にふさわしい保存・活用を実現していく。

(2) 文化財の修理に関する具体的な計画

重点区域内には、多くの指定・登録文化財が存在しており、市指定・登録文化財の所有者等に対する税負担の軽減や修理時の補助、融資などの必要な支援を行うとともに、文化財の所有者による保存活用計画作成に係る助言等を行う。

また、文化財を将来に残そうとする意志のある者への譲渡や文化財の管理組織の法人化などの持続的な管理形態への見直しへの支援など、持続的な保存に向けた検討を行う。

【事業名】

- ・京都市指定登録文化財修理等助成事業
- ・文化財の重点的修理推進事業（令和6年度完了）
- ・“京都を彩る建物や庭園”修理事業
- ・伝統的建造物群保存事業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内の指定・登録文化財や文化財公開施設について、計画的な修理等に取り組むとともに、国の指定を受けた史跡等は、必要なものは買い上げるなど、市民に親しまれる場として保存する。

また、京都市が所有する埋蔵文化財、美術工芸品、歴史資料、民俗資料等の保管や恒温、恒湿の実現、民間が所有する京都文化遺産の災害時の受入先の確保に向けた検討を行う。

天然記念物深泥池生物群集については、調査事業を継続しながら、池の生態系改善に取り組む。

【事業名】

- ・史跡元離宮二条城の修繕、整備
- ・名勝無鄰庵庭園の整備
- ・史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業
- ・天然記念物深泥池生物群集の調査の推進

新(6-2)

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

(1)歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に関する事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
- ②伝統的建造物の防災安全性向上
- ③歴史的建築物の活用・継承支援

①歴史的建造物への技術的・財政的支援

ア 文化財の保存事業

事業名	名勝無鄰庵庭園の整備
事業主体	京都市
事業手法	文化財関係国库補助事業
事業期間	H23～R12(予定)

事業位置 左京区(重点区域内)



事業位置図

事業内容

名勝無鄰庵庭園は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。現在に至るまで本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでおり、このままでは文化財の価値を失うおそれがあるため、保存活用計画及び整備計画の策定、基本設計・実施設計を実施し、修理工事を行う。



写真 6-1 名勝無鄰庵庭園

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、山縣有朋が七代目小川治兵衛と共に造りあげた庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。当該施設の整備を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

旧(6-2)

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

(1)歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に関する事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

- ①歴史的建造物への技術的・財政的支援
- ②伝統的建造物の防災安全性向上
- ③歴史的建築物の活用・継承支援

①歴史的建造物への技術的・財政的支援

ア 文化財の保存事業

事業名	名勝無鄰庵庭園の整備
事業主体	京都市
事業手法	文化財関係国库補助事業
事業期間	H23～R10(予定)

事業位置 左京区(重点区域内)



事業位置図

事業内容

名勝無鄰庵庭園は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。現在に至るまで本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでおり、このままでは文化財の価値を失うおそれがあるため、保存活用計画及び整備計画の策定、基本設計・実施設計を実施し、修理工事を行う。



写真 6-1 名勝無鄰庵庭園

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、山縣有朋が七代目小川治兵衛と共に造りあげた庭園を持つ邸宅として知られ、現在は京都市の施設として公開している。周辺には、同じく七代目小川治兵衛による庭園が集積し、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。当該施設の整備を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

新(6-3)

事業名	文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	S58~R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 6-2 長江家住宅(京都市指定有形文化財)

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	“京都を彩る建物や庭園”修理事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30~R6(事業完了)

事業位置 市内全域

事業内容

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、修理事業等を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 6-3 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の保全により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

旧(6-3)

事業名	京都市指定登録文化財修理等助成事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	S58~R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 6-2 長江家住宅(京都市指定有形文化財)

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	“京都を彩る建物や庭園”修理事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30~R12

事業位置 市内全域

事業内容

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、修理事業等を行う事業者に対して補助金を交付する。



写真 6-3 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の保全により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

新（6-4）

事業名	文化財の重点的修理推進事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6(事業完了)

事業位置 市内全域

事業内容

2025 年大阪・関西万博の開催を控え、2024 年度までの5 年間に、文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し文化財の重点的な修理を推進する。

補助を行う文化財の選定に当たっては、修理後の公開をはじめ、文化財を核とした地域の活性化に資する取組を積極的に進めるものを採択することにより、文化財の保存と活用の更なる好循環につなげる。



写真 6-4 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がりが、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	市指定文化財防災対策重点強化事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6(事業完了)

事業位置 市内全域

事業内容

令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、自動火災報知設備や防犯カメラの設置・更新等に対する補助を拡充するとともに、消火器の設置についても補助し、防災対策を重点的に強化する。



写真 6-5 対策事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財を災害等から守ることにより、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がりが、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

旧（6-4）

事業名	文化財の重点的修理推進事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6

事業位置 市内全域

事業内容

2025 年大阪・関西万博の開催を控え、2024 年度までの5 年間に、文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し文化財の重点的な修理を推進する。

補助を行う文化財の選定に当たっては、修理後の公開をはじめ、文化財を核とした地域の活性化に資する取組を積極的に進めるものを採択することにより、文化財の保存と活用の更なる好循環につなげる。



写真 6-4 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がりが、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	市指定文化財防災対策重点強化事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R2～R6

事業位置 市内全域

事業内容

令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、自動火災報知設備や防犯カメラの設置・更新等に対する補助を拡充するとともに、消火器の設置についても補助し、防災対策を重点的に強化する。



写真 6-5 対策事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

文化財を災害等から守ることにより、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がりが、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

新（6－5）

イ 景観指定建造物の修理・修景事業

事業名	伝統的建造物群保存事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	文化財関係国庫補助事業、市単独事業
事業期間	S51～R12

事業位置 重点区域

伝統的建造物群保存地区	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計4地区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	
嵯峨島居本伝統的建造物群保存地区	

事業内容

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定を行っている地区で、京都市では、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区、嵯峨島居本地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に選定されている。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

伝統的建造物群保存地区の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
事業期間	S47～R12

事業位置 重点区域

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計3地区
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区	
上京小川歴史的景観保全修景地区	
嵯峨島居本歴史的景観保全修景地区	

事業内容

京都市市街地景観整備条例に基づき市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区には、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っている。また、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めている。

これらの地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、五花街の一つである祇園甲部に位置し、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。また、「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みを形成しており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。

地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧（6－5）

イ 景観指定建造物の修理・修景事業

事業名	伝統的建造物群保存事業
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	文化財関係国庫補助事業、市単独事業
事業期間	S51～R12

事業位置 重点区域

伝統的建造物群保存地区	
産寧坂伝統的建造物群保存地区	計4地区
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	
上賀茂伝統的建造物群保存地区	
嵯峨島居本伝統的建造物群保存地区	

事業内容

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定を行っている地区で、京都市では、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区、嵯峨島居本地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に選定されている。

伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

伝統的建造物群保存地区の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保存・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 R3～R7)、市単独事業
事業期間	S47～R12

事業位置 重点区域

歴史的景観保全修景地区	
祇園町南歴史的景観保全修景地区	計3地区
祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区	
上京小川歴史的景観保全修景地区	
嵯峨島居本歴史的景観保全修景地区	

事業内容

京都市市街地景観整備条例に基づき市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区には、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っている。また、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めている。

これらの地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「祇園町南歴史的景観保全修景地区」および「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、五花街の一つである祇園甲部に位置し、「祇園町南歴史的景観保全修景地区」は、茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋の個性を発揮しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都の歴史的風致を形成している。また、「祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区」は、祇園新橋伝統的建造物群保存地区と隣接しており、茶屋町と古美術商が集まった町が連続し、地域個性の豊かな町並みを形成しており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。「上京小川歴史的景観保全修景地区」は茶道文化の殿堂の地であり、現在では、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが町並みを形成しており、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。

地区内の建築物等の修理等に対して助成し、京都の歴史的な景観の向上に努めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新（6-7）

事業名	歴史的町並み再生事業（歴史的意匠建造物）
事業主体	所有者（間接）、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	H8～R12

事業位置 重点区域

事業内容

歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を京都市市街地景観整備条例に基づき歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物は、市内に106件あり、全て重点区域内にある。

歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真 6-6 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的町並み再生事業（景観重要建造物）
事業主体	所有者（間接）、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）、市単独事業
事業期間	H18～R12

事業位置 景観計画区域

事業内容

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を景観重要建造物として指定している。

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真 6-7 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧（6-7）

事業名	歴史的町並み再生事業（歴史的意匠建造物）
事業主体	所有者（間接）、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業 R3～R7）、市単独事業
事業期間	H8～R12

事業位置 重点区域

事業内容

歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を京都市市街地景観整備条例に基づき歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物は、市内に107件あり、全て重点区域内にある。

歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真 6-6 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全するために必要な修理等に対して助成し、これら建造物の歴史的な様式を保全することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的町並み再生事業（景観重要建造物）
事業主体	所有者（間接）、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業 R3～R7）、市単独事業
事業期間	H18～R12

事業位置 景観計画区域

事業内容

景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を景観重要建造物として指定している。

景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真 6-7 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

景観重要建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新(6-8)

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、市単独事業
事業期間	H21~R12

事業位置 重点区域

事業内容

第7章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真6-8 修理事例

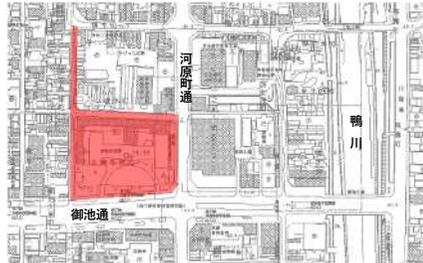
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。

歴史的風致形成建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 H30~R4)、市単独事業
事業期間	H30~R4(事業完了)

事業位置 重点区域(中京区寺町通御池上る)



事業位置図

事業内容

京都市役所本庁舎は、明治から昭和にかけて京都の近代化を象徴する施設が集積していた地において、市政を司る庁舎として長年に渡り使用されており、昭和初期の庁舎建築としての歴史的意匠を現代に継承し、今なお現役の庁舎として活躍している貴重な存在である。同地区の歴史的な風致を形成する重要な構成要素であり、京都市民のシンボルである本庁舎の保存・改修を図るとともに、周辺道路の美化等を進めることで、同地区の街なみ環境の維持・向上を図る。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

市庁舎としての機能以外にも、祇園祭のくじ取り式が毎年市会議場で行われるなど、京都を代表する祭りや年中行事において欠かせない重要な役割を担っていること、また、市庁舎前広場では、国内外からの来賓の出迎えから休日のイベントの開催、夕方の児童の遊び場など、多彩な市民生活に欠かせないものとなっており、暮らしに息づくハレとケ及び伝統と進取の気風の地の歴史的風致を形成している。当該建造物の保全を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧(6-8)

事業名	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 R3~R7)、市単独事業
事業期間	H21~R12

事業位置 重点区域

事業内容

第7章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真6-8 修理事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、指定を行うものである。

歴史的風致形成建造物の修理又は修景に対して助成し、当該建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 H30~R4)、市単独事業
事業期間	H30~R4(事業完了)

事業位置 重点区域(中京区寺町通御池上る)



事業位置図

事業内容

京都市役所本庁舎は、明治から昭和にかけて京都の近代化を象徴する施設が集積していた地において、市政を司る庁舎として長年に渡り使用されており、昭和初期の庁舎建築としての歴史的意匠を現代に継承し、今なお現役の庁舎として活躍している貴重な存在である。同地区の歴史的な風致を形成する重要な構成要素であり、京都市民のシンボルである本庁舎の保存・改修を図るとともに、周辺道路の美化等を進めることで、同地区の街なみ環境の維持・向上を図る。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

市庁舎としての機能以外にも、祇園祭のくじ取り式が毎年市会議場で行われるなど、京都を代表する祭りや年中行事において欠かせない重要な役割を担っていること、また、市庁舎前広場では、国内外からの来賓の出迎えから休日のイベントの開催、夕方の児童の遊び場など、多彩な市民生活に欠かせないものとなっており、暮らしに息づくハレとケ及び伝統と進取の気風の地の歴史的風致を形成している。当該建造物の保全を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新（6-9）

R2 新規

ウ 京町家の保全

事業名	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 R3～R7)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	R3～R12

事業位置 市内全域

事業内容

景観重要建造物等の指定を拡大し、歴史的景観の核となる寺社・近代建築物や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。



写真6-9 派遣事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

寺社は、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐものであり、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっている。近代建築物は、伝統と進取の気風の地の歴史的風致において、京都の近代化を象徴するものである。

これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちのつながりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりに繋げることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	京町家所有者の保全・継承に係る支援制度
事業主体	所有者(間接)、京都市、京都市景観・まちづくりセンター(間接)
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)に基づく京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要な改修や維持管理に係る費用の助成等を行う。

<主な内容>

- 京町家改修補助金
- 景観重要建造物等専門家派遣
- 維持・管理の負担軽減



写真6-10 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、それらの京町家が適切に維持管理がなされるよう、改修等に対して幅広く支援することにより、京都の伝統的な町並みや暮らしの文化を守り育てるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧（6-9）

R2 新規

ウ 京町家の保全

事業名	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 R3～R7)、市単独事業
事業期間	R3～R12

事業位置 市内全域

事業内容

景観重要建造物等の指定を拡大し、歴史的景観の核となる寺社・近代建築物や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。



写真6-9 派遣事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

寺社は、祈りと信仰のまち京都の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐものであり、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっている。近代建築物は、伝統と進取の気風の地の歴史的風致において、京都の近代化を象徴するものである。

これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちのつながりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりに繋げることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	指定京町家改修補助金
事業主体	所有者(間接)、京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業 R3～R7)、市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)においては、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるため、地区や個別の建物を指定することとしている。

京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要な外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。



写真6-10 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、それらの指定された地区内の京町家や個別で指定された京町家の改修等に対して助成することにより、京都の伝統的な町並みや暮らしの文化を守り育てるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新 (6-12)

③歴史的建築物の活用・継承支援

事業名	京都市歴史的建築物保存活用支援事業
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H26～R12

事業位置 市内全域

事業内容

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(平成24年(2012)制定、平成25年(2013)改正)の活用にあたっては、保存しながら使い続けるための建築計画や、建築物の安全性向上、維持管理に関する計画を記載した「保存活用計画」を作成することとしている。**本市では、歴史的建築物の所有者に対し、保存活用計画作成に要する費用の一部を助成するとともに、情報公開や普及啓発等により、歴史的建築物の保存及び活用を支援する。**



写真 6-13 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

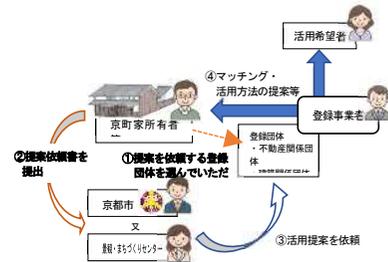
「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」の活用により、歴史的建築物の保存及び活用を推進していくことができることから、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

事業名	京町家マッチング制度
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R7(京町家の流通・活用機会の確保へ統合)

事業位置 市内全域

事業内容

不動産業者・建築関連業者(設計・施工等)の団体と市が連携し、京町家の所有者に対し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。



制度イメージ

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の活用は、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

旧 (6-12)

③歴史的建築物の活用・継承支援

事業名	京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業
事業主体	所有者等(間接)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H26～R12

事業位置 市内全域

事業内容

「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(平成24年(2012)制定、平成25年(2013)改正)の活用にあたっては、保存しながら使い続けるための建築計画や、建築物の安全性向上、維持管理に関する計画を記載した「保存活用計画」を作成することとしており、歴史的建築物の所有者に対し、保存活用計画作成に要する費用の一部を助成する。



写真 6-13 改修事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

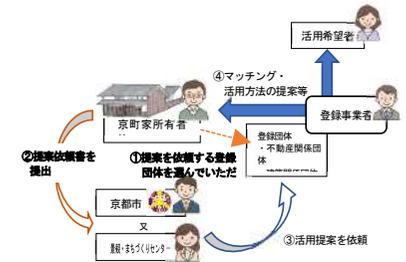
「保存活用計画」を作成することで、歴史的建築物を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づき活用していくことができることから、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

事業名	京町家マッチング制度
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

不動産業者・建築関連業者(設計・施工等)の団体と市が連携し、京町家の所有者に対し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。



制度イメージ

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の活用は、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

新(6-13)

R7 新規

事業名	京町家の流通・活用機会の確保
事業主体	京都市、京都市景観・まちづくりセンター (間接)
事業手法	市単独事業
事業期間	R8～R12

事業位置 市内全域

事業内容

不動産業者・建築関連業者等と連携し、京町家の所有者に対し、京町家に係る相談対応や活用方法の提案など、流通・活用の促進を図る。

<主な内容>

- 京町家相談員制度の運用
- 京町家の公的サブリース推進事業
- 個別指定及び地区指定に向けた調査及び周知

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の流通及び活用の促進を図ることで、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

R7 新規

事業名	京町家の価値の共有
事業主体	京都市、京都市景観・まちづくりセンター (間接)
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備 推進事業、市単独事業
事業期間	R8～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京町家の魅力や価値、保全の必要性等を所有者をはじめとする幅広い層に多様な方法で発信することにより、京町家の保全・継承に向けた意識の醸成を図る。

<主な内容>

- 京町家の保全・継承の機運醸成
- 社会的保有の推進（遺贈等を受けた京町家の活用等）
- 京町家の価値の積極的な発信

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家の魅力や価値を多様な方法で発信することにより、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

旧(なし)

※新規掲載のため旧なし

※新規掲載のため旧なし

新(6-16)

事業名	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業
事業主体	京都市
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業(～R7)、 地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 重点区域

- 賀茂別雷神社(上賀茂神社)周辺
- 賀茂御祖神社(下賀茂神社)周辺
- 教王護国寺(東寺)周辺
- 醍醐寺周辺、仁和寺周辺
- 鹿苑寺(金閣寺)周辺
- 本願寺(西本願寺)周辺
- 京都御苑周辺、桂離宮周辺
- 北野天満宮周辺、南禅寺周辺
- 大徳寺周辺、妙心寺周辺
- 真宗本廟(東本願寺)周辺

事業内容

京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年(2018)10月から景観政策を充実させたところであり、京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稲荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。



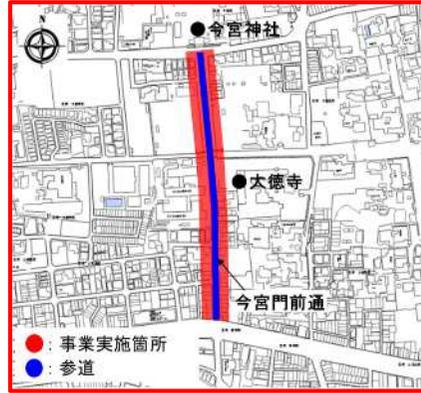
(参考) 外国人宿泊者数の推移

(平成30年京都市観光総合調査結果より)

【大徳寺周辺区域】

(事業内容)

大徳寺西側に隣接する今宮門前通については、今宮神社への参道にもなっており、周辺の豊かな緑とともに門前の景観が形成され、京都市眺望景観創生条例で定める視点場に指定されているが、舗装の劣化が進行し、補修する必要性が生じていたことから、「京の道づくり」として、歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備を実施する。



事業位置図

【仁和寺周辺区域】

(事業内容)

仁和寺周辺は沿道の建物や周辺環境において優れた歴史的景観が保全されており、大徳寺と同様、京都市眺望景観創生条例で定める視点場に指定されていることから、「京の道づくり」として、歴史的景観と調和した道路の舗装整備を実施することで、統一感のある歴史的な町並みを形成し町並み全体の質の向上を図る。

旧(6-15)

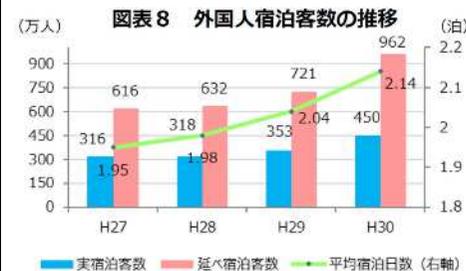
事業名	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業
事業主体	京都市
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業 市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 重点区域

- 賀茂別雷神社(上賀茂神社)周辺
- 賀茂御祖神社(下賀茂神社)周辺
- 教王護国寺(東寺)周辺
- 醍醐寺周辺、仁和寺周辺
- 鹿苑寺(金閣寺)周辺
- 本願寺(西本願寺)周辺
- 京都御苑周辺、桂離宮周辺
- 北野天満宮周辺、南禅寺周辺
- 大徳寺周辺、妙心寺周辺
- 真宗本廟(東本願寺)周辺

事業内容

京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年(2018)10月から景観政策を充実させたところであり、京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稲荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。



(参考) 外国人宿泊者数の推移

(平成30年京都市観光総合調査結果より)

【大徳寺周辺区域】

(事業内容)

大徳寺西側に隣接する今宮門前通については、今宮神社への参道にもなっており、周辺の豊かな緑とともに門前の景観が形成され、京都市眺望景観創生条例で定める視点場に指定されているが、舗装の劣化が進行し、補修する必要性が生じていたことから、「京の道づくり」として、歴史的景観と調和した舗装(石畳風舗装)整備を実施する。



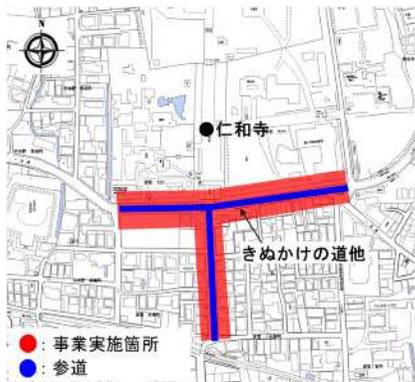
事業位置図

【仁和寺周辺区域】

(事業内容)

仁和寺周辺は沿道の建物や周辺環境において優れた歴史的景観が保全されており、大徳寺と同様、京都市眺望景観創生条例で定める視点場に指定されていることから、「京の道づくり」として、歴史的景観と調和した道路の舗装整備を実施することで、統一感のある歴史的な町並みを形成し町並み全体の質の向上を図る。

新(6-17)



事業位置図

事業名	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業(～R7)、地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H28～R12

事業位置 市内全域

事業内容

多くの市民や観光客が訪れる世界文化遺産、歴史的建造物群等の周辺地域や京都らしいたたずまいを有する地域では、石畳舗装や自然色舗装等の景観に配慮した舗装(以下、景観舗装という。)が整備されてきた。しかし、こうした地域において、景観舗装の経年による劣化や損傷が、周辺景観を阻害し、安全な通行に支障を来す状況が多く見られることから、石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住いの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。



写真 6-17 整備状況

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

寺社周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み景観全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並みの保全・向上につながる。

また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

旧(6-16)



事業位置図

事業名	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業、市単独事業
事業期間	H28～R12

事業位置 市内全域(重点区域)

事業内容

多くの市民や観光客が訪れる世界文化遺産、歴史的建造物群等の周辺地域や京都らしいたたずまいを有する地域では、石畳舗装や自然色舗装等の景観に配慮した舗装(以下、景観舗装という。)が整備されてきた。しかし、こうした地域において、景観舗装の経年による劣化や損傷が、周辺景観を阻害し、安全な通行に支障を来す状況が多く見られることから、石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住いの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。



写真 6-17 整備状況

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

また、歴史的な町並み景観の魅力に磨きがかかることで、外国人観光客の満足度の向上を図ることができる。

新(6-19)



写真 6-18 淀城跡公園

事業名	高瀬川再生プロジェクト
事業主体	京都市
事業手法	歴史的観光資源高質化支援事業、都市構造再編集中支援事業、市単独事業
事業期間	R2～R7(事業完了)

事業位置 重点区域(五条通～七条通南間)



事業位置図

事業内容

高瀬川は、全長約5kmに渡って京都市街の中心部を南北に流れており、桜並木の間を細い川が通る風景は昔から親しまれ、観光名所にもなっている。

しかし、顕著な水枯れが、観光名所にふさわしい景観の創出を阻害しており、特に夏季には干上がって悪臭を発生させる等の問題が生じている。

将来にわたって、高瀬川を保全していくため、河道の美装化を実施し、常に一定水量を確保するよう平成22年度から高瀬川再生プロジェクトを実施している。

令和3年度からは、水量低下が見られる五条通～七条通南の整備に着手している。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

高瀬川は、慶長19年(1614)に開削された運河で、江戸期の交通運輸の貴重な遺構である。その役割を終えた後も沿岸住民により維持保全され、市民に水辺の憩いと潤いをもたらし、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、高瀬川の保全が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧(6-18)



写真 6-18 淀城跡公園

事業名	高瀬川再生プロジェクト
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業(R2) 歴史的観光資源高質化支援事業(R3-R4) 都市構造再編集中支援事業(R4～)
事業期間	R2～R6

事業位置 重点区域(五条通～七条通南間)



事業位置図

事業内容

高瀬川は、全長約5kmに渡って京都市街の中心部を南北に流れており、桜並木の間を細い川が通る風景は昔から親しまれ、観光名所にもなっている。

しかし、顕著な水枯れが、観光名所にふさわしい景観の創出を阻害しており、特に夏季には干上がって悪臭を発生させる等の問題が生じている。

将来にわたって、高瀬川を保全していくため、河道の美装化を実施し、常に一定水量を確保するよう平成22年度から高瀬川再生プロジェクトを実施している。

令和3年度からは、水量低下が見られる五条通～七条通南の整備に着手している。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

高瀬川は、慶長19年(1614)に開削された運河で、江戸期の交通運輸の貴重な遺構である。その役割を終えた後も沿岸住民により維持保全され、市民に水辺の憩いと潤いをもたらし、千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、高瀬川の保全が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R7(史跡公有化及び仮整備事業へ記載を統合)

事業位置 重点区域(史跡山科本願寺跡及び南殿跡)



事業位置図

事業内容

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真 6-20 史跡山科本願寺跡

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

史跡山科本願寺跡及び南殿跡は、屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有し、奥田家をはじめとする地域住民によって土地の歴史が守られてきた重要な史跡であり、京の街道とその周辺の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R5～R7(史跡公有化及び仮整備事業へ記載を統合)

事業位置 重点区域(史跡平安宮跡 豊楽院跡)



事業位置図

事業内容

史跡平安宮跡(豊楽院跡)については、平安宮の中核施設であることから、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真 6-21 史跡平安宮跡(豊楽院跡)

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

史跡平安宮跡(豊楽院跡)は、平安宮の中心部を構成する建物跡であり、豊楽院跡の遺構は、豊楽院や大極殿の研究にも重要な資料を提供するもので、重要な史跡であり、平安京遷都から千年の時を超えて

事業名	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 重点区域(史跡山科本願寺跡及び南殿跡)



事業位置図

事業内容

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真 6-20 史跡山科本願寺跡

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

史跡山科本願寺跡及び南殿跡は、屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有し、奥田家をはじめとする地域住民によって土地の歴史が守られてきた重要な史跡であり、京の街道とその周辺の歴史的風致を形成している。

当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

事業名	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R5～R12

事業位置 重点区域(史跡平安宮跡 豊楽院跡)



事業位置図

事業内容

史跡平安宮跡(豊楽院跡)については、平安宮の中核施設であることから、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真 6-21 史跡平安宮跡(豊楽院跡)

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

史跡平安宮跡(豊楽院跡)は、平安宮の中心部を構成する建物跡であり、豊楽院跡の遺構は、豊楽院や大極殿の研究にも重要な資料を提供するもので、重要な史跡であり、平安京遷都から千年の時を超えて

新(6-22)

我が国の都であった京都において暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成している。
 当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

R3 新規

事業名	上ノ山古墳史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業、社会資本整備総合交付金
事業期間	R4～R6(事業完了)

事業位置 重点区域(上ノ山古墳)



事業位置図

事業内容

乙訓古墳群の最北端に位置する上ノ山古墳は、5世紀後半～末頃に築かれた前方後円墳の「穀塚古墳」の北側に隣接し、公家の葉室家の墓地と接する。弥生土器、埴輪、歴史時代の土器、近世の稲荷像などが出土し、弥生時代以降の我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な祭祀遺跡であり、土地所有者から寄付を受けている。今回、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした上ノ山古墳における史跡公園整備計画に基づき史跡公園整備を行う。



写真 6-22 上ノ山古墳

旧(6-21)

我が国の都であった京都において暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成している。
 当該事業によって、史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

R3 新規

事業名	上ノ山古墳史跡公園整備事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業、社会資本整備総合交付金
事業期間	R4～R12

事業位置 重点区域(上ノ山古墳)



事業位置図

事業内容

乙訓古墳群の最北端に位置する上ノ山古墳は、5世紀後半～末頃に築かれた前方後円墳の「穀塚古墳」の北側に隣接し、公家の葉室家の墓地と接する。弥生土器、埴輪、歴史時代の土器、近世の稲荷像などが出土し、弥生時代以降の我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な祭祀遺跡であり、土地所有者から寄付を受けている。今回、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした上ノ山古墳における史跡公園整備計画に基づき史跡公園整備を行う。

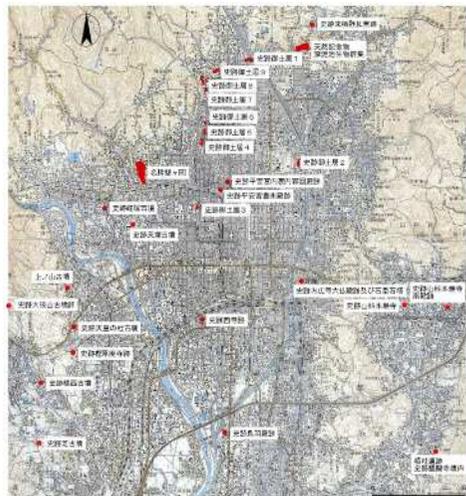


写真 6-22 上ノ山古墳

R7 新規

事業名	史跡公有化及び仮整備事業
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	R1~R12

事業位置 市内全域



【事業位置図1】市内の遺跡・史跡等

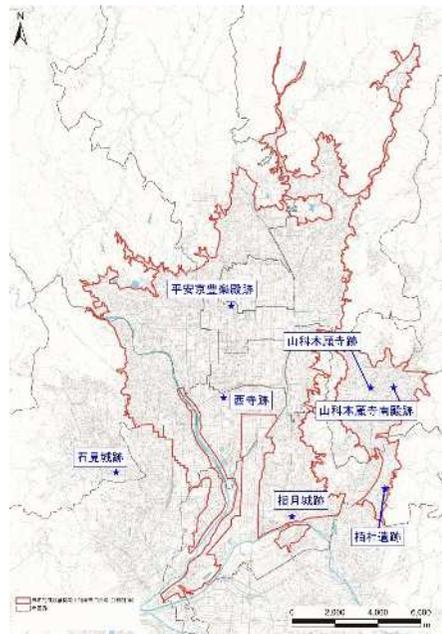
事業内容

京都市では、わが国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な記念物（遺跡・史跡等）を遺産相続に基づく細分化や売却、開発等から守るために、土地を公有化し、活用のための仮整備を行っている。土地の公有化に際しては、土地所有者が本来有している土地の利活用に対して著しい制限を加えることになるため、損失補償の観点から、土地の買上げによる公有化を行っている。

市内の重要な記念物には、①本市のアイデンティティの源である「平安宮跡」、②現代に続く都市計画のシンボルとして東寺と対をなす「西寺跡」、③織田信長や豊臣秀吉時代よりも50年以上早い先進的な防御施設を有する「山科本願寺跡」、④世界遺産「醍醐寺境内」に含まれる「栢杜遺跡」、⑤西日本では稀有な氷河期以来の生物相が残る「天然記念物深泥池生物群集」、⑥応仁文明の乱の遺構を今に残す京都盆地最良の城跡とされる大原野の「石見城跡」、⑦豊臣政権の政庁である「指月城跡・伏見城跡」など、日本史上特

筆すべき記念物が多数存在しており、いずれも遺産相続に起因する細分化や売却などの危機にさらされている。

これら貴重な文化財を後世に残すために、京都市では、文化庁との協議のもと、順次公有化を進めている。そして、地域住民の歴史文化資産として、住民が文化財に触れ、理解を醸成し、大規模災害時には一時避難施設としても活用できる都市公園（歴史公園）として速やかに仮整備を行っている。



【事業位置図2】令和8~12年度に事業予定の史跡

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都市内の史跡は、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要なものが多く、京都市の7つの歴史的風致を形成している。

本事業によって、史跡公有化及び史跡公園整備が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

※新規掲載のため旧なし

新(6-24)

R7 新規

事業名	鴨川魅力向上プロジェクト(鴨川(三条～四条間))
事業主体	京都市、その他(地域団体、民間事業者等)
事業手法	市単独事業
事業期間	R8～R12

事業区域 重点区域(鴨川(三条～四条間))

事業内容

鴨川(三条～四条間)周辺エリアにおいて、エリア内の公共空間を活用した快適な滞在空間の創出や回遊性の向上を図るとともに、市民はもちろんのこと、来訪する観光客等が魅力を感じる都市空間を形成することにより、河川空間とまち空間が融合した京都らしさを体感できる機会を創出する。



事業区域

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

鴨川(三条～四条間)エリアは、花街や歌舞練場等の花街文化、夏の風物詩である納涼床、お茶屋建築の歴史的な町並みなどの多彩な魅力・資源を有しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都及び千年の都を育む水・土・緑の歴史的風致を形成している。

エリアに関わる様々な主体との連携により、地域の更なる魅力の向上を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

R7 新規

事業名	歴史的風致と調和した良質な歩行空間の創出
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	R8～R12

事業区域 重点区域

事業内容

歴史文化遺産周辺をはじめとする重点区域において、歩道の拡幅、段差や勾配の改善、歩道空間の明確化等の対策を行い、すべての方が安全で快適に通行できるように歴史的風致と調和した歩行空間の整備を行う。



整備状況

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

歴史文化遺産周辺をはじめとする重点区域においては、歴史的な市街地や人々が営む文化や行事等が一体となって、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成している。歴史的風致と調和した安全で快適な歩行空間を整備することは、人々の営みを豊かにするとともに、回遊性の向上を図ることができる。

本事業を推進することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

旧(なし)

※新規掲載のため旧なし

※新規掲載のため旧なし

新(6-29)

④緑地空間の整備

事業名	ウッド・チェンジ推進事業
事業主体	所有者等
事業手法	市単独事業
事業期間	R5～R12

事業位置 市内全域

事業内容

市内産木材を利用した建築物の木造・木質化を支援する。



写真 6-28 補助金交付事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

事業名	雨庭整備事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、地域力を活かした市街地緑化を推進している。「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社などで古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地で進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。



写真 6-29 四条堀川交差点北西角

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の伝統文化の一つである作庭技術は、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

旧(6-26)

④緑地空間の整備

事業名	みやこ杉木普及促進事業 (うち建築物の木造・木質化支援)
事業主体	所有者等
事業手法	市単独事業
事業期間	R5～R12

事業位置 市内全域

事業内容

市内産木材を利用した建築物の木造・木質化を支援する。



写真 6-28 補助金交付事例

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

事業名	雨庭整備事業
事業主体	京都市
事業手法	社会資本整備総合交付金(グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 R2～R6)、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市では、「京都市緑の基本計画」の実施計画である「市街地緑化の在り方」(平成29年8月策定)に基づき、地域力を活かした市街地緑化を推進している。「市街地緑化の在り方」にも掲げている「雨庭」は、地上に降った雨水を、下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間であり、修景・緑化に加え、雨水流出抑制、水質浄化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待されることから、近年広まりつつある「グリーンインフラ」の一つとして注目されている。

京都では、この機能を取り入れた美しい庭園が寺社などで古くから造られてきたが、そうした庭園文化を継承している京都の造園技術者との協働により、「雨庭」の整備を公共用地で進め、市街地緑化はもとより、まちの安心・安全の向上を図るものである。



写真 6-29 四条堀川交差点北西角

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の伝統文化の一つである作庭技術は、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

新（6-30）

(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する

事業

地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、新景観政策の更なる進化を図るとともに、交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

また、京都市の歴史・文化を支える森林景観を保全するため、三山の森林再生に取り組む。

- ①新景観政策の推進
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全

①新景観政策の推進

事業名	景観形成推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H19～R12

事業位置 市内全域

事業内容

本市では、平成19年（2007）9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成22年度末に、景観政策検証システムを構築している。

このシステムは、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」により景観政策を持続的に検証することを目的に、①景観政策を検証し、その結果を「京都市景観白書」として作成して市民等に周知する仕組み、②「京都市景観市民会議」として市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組みにより構成されている。

平成23年（2011）3月に「平成22年度京都市景観白書」を発行し、その後、5年ごとに発行している。また、その間の年度については、掲載されているデータや写真、取組等を更新した「京都市景観白書データ集」を発行している。また、平成24年（2012）3月に「平成23年度京都市景観市民会議」を開催し、平成25年度以降は毎年「京都市景観市民会議」（令和3年度～令和6年度まで休止）を開催することで、市民や事業者の皆様と意見交換を実施している。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の景観は、1200年を超える悠久の歴史の中で、先人達のたゆまぬ努力により、つくられ、そして守られてきた。京都はその美しい景観を守りながら、歴史と伝統のまちであると同時に、未来に向けて優れた文化を創造し続けるため、景観政策を持続的に検証していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

旧（6-27）

(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する

事業

地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、新景観政策の更なる進化を図るとともに、交通環境・駐車場等整備を行い、歩いて楽しいまちを実現していくことにより、文化財や歴史的な町並み及びその周辺の景観の向上、人が主役の華やぎあるまちづくりを推進する。

また、京都市の歴史・文化を支える森林景観を保全するため、三山の森林再生に取り組む。

- ①新景観政策の推進
- ②安心・安全で快適な歩行空間の創出
- ③森林景観の保全

①新景観政策の推進

事業名	景観形成推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H19～R12

事業位置 市内全域

事業内容

本市では、平成19年（2007）9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成22年度末に、景観政策検証システムを構築している。

このシステムは、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」により景観政策を持続的に検証することを目的に、①景観政策を検証し、その結果を「京都市景観白書」として作成して市民等に周知する仕組み、②「京都市景観市民会議」として市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組みにより構成されている。

平成23年（2011）3月に「平成22年度京都市景観白書」を発行し、その後「平成27年度京都市景観白書」、「令和2年度京都市景観白書」と、5年ごとに発行している。また、その間の年度については、掲載されているデータや写真、取組等を更新した「京都市景観白書データ集」を発行している。また、平成24年（2012）3月に「平成23年度京都市景観市民会議」を開催し、平成25年度以降は毎年「京都市景観市民会議」を開催することで、市民や事業者の皆様と意見交換を実施している。

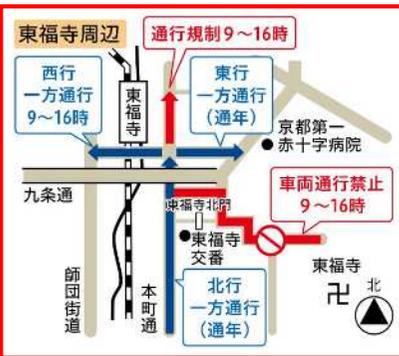
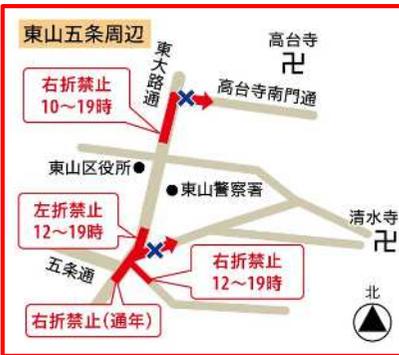
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の景観は、1200年を超える悠久の歴史の中で、先人達のたゆまぬ努力により、つくられ、そして守られてきた。京都はその美しい景観を守りながら、歴史と伝統のまちであると同時に、未来に向けて優れた文化を創造し続けるため、景観政策を持続的に検証していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

新 (6-32)

事業名	観光地交通対策
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	H13～R12

事業位置 重点区域 (嵐山・東山)



事業位置図 (東福寺)

事業内容

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

さらに、東山地域は、観光シーズンには、国内外から多くの来訪者があり、地域内の幹線道路である東大路通南行に交通渋滞が発生している。そのため、令和7年度から、電子表示板を設置し、東大路通からの迂回誘導の情報発信を行い、交通渋滞の緩和を図る。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、多くの観光客が訪れ、特に秋の観光ピーク期は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、車と歩行者が錯綜する状況が生じている。

当該取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を堪能できるまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

旧 (6-29)

事業名	観光地交通対策
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H13～R12

事業位置 重点区域 (嵐山・東山)



事業位置図 (嵐山)



事業位置図 (東山)



事業位置図 (東福寺)

事業内容

人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

1200年を超える歴史と伝統に育まれた歴史都市・京都には、コロナ前は年間約5000万人の多くの観光客が訪れ、特に秋の観光ピーク期は、観光地周辺で、交通渋滞が発生するとともに、車と歩行者が錯綜する状況が生じている。

当該取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

新 (6-38)

事業名	西陣を中心とした地域の活性化
事業主体	京都市
事業手法	デジタル田園都市国家構想交付金(H31~R7)、市単独事業
事業期間	H30~R10

事業位置 重点区域(西陣地域)



事業位置図

事業内容

西陣織をはじめとした伝統産業、伝統文化・伝統芸能、織屋建ての京町家等の歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有する地域の活性化を図るため、「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」(平成31年1月策定)に基づき、民間提案による活性化プロジェクトを中心とした連携事業の運営、情報発信等に取り組んでいる。



写真6-34 西陣の町並み

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

西陣地域は、西陣織をはじめとした伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都としての様々な歴史的風致を形成している。西陣地域に関わる様々な主体の連携により、地域の活性化を進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。また、歴史的町並みの保全・向上につながる。

事業名	各区役所・支所における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	~R12

事業位置 市内全域

事業内容

各区役所・支所においては、区民とともに歴史や文化を活かしたまちづくりを進めている。

●北区「WA(わ)のこころ」創生事業

北区の寺社や大学、伝統文化の担い手、区役所等で構成する北区「WA(わ)のこころ」創生ネットワーク会議を設置し、自然への深い感謝の念や繊細なおもてなしの精神など、日本人が大切に、受け継いできた日本のこころを次世代に継承する取組を実施している。



写真6-35 イベントの様子

●左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト (R6 事業完了)

左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力を区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう取組を実施する。



写真 左京区の伝統行事(久多の花笠踊)

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

各区には、祈りと信仰の場や祭りや年中行事の舞台でもある寺社や京町家などの歴史的建造物が多く残り、伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。

旧 (6-35)

事業名	西陣を中心とした地域の活性化
事業主体	京都市
事業手法	デジタル田園都市国家構想交付金(H31~R5)、市単独事業
事業期間	H30~R10

事業位置 重点区域(西陣地域)



事業位置図

事業内容

西陣織をはじめとした伝統産業、伝統文化・伝統芸能、織屋建ての京町家等の歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有する地域の活性化を図るため、「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」(平成31年1月策定)に基づき、民間提案による活性化プロジェクトを中心とした連携事業の運営、情報発信等に取り組んでいる。



写真6-34 西陣の町並み

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

西陣地域は、西陣織をはじめとした伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有しており、ものづくり・商い・もてなしのまち京都としての様々な歴史的風致を形成している。西陣地域に関わる様々な主体の連携により、地域の活性化を進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。また、歴史的町並みの保全・向上につながる。

事業名	各区役所・支所における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	~R12

事業位置 市内全域

事業内容

各区役所・支所においては、区民とともに歴史や文化を活かしたまちづくりを進めている。

●北区「WA(わ)のこころ」創生事業

北区の寺社や大学、伝統文化の担い手、区役所等で構成する北区「WA(わ)のこころ」創生ネットワーク会議を設置し、自然への深い感謝の念や繊細なおもてなしの精神など、日本人が大切に、受け継いできた日本のこころを次世代に継承する取組を実施している。



写真6-35 イベントの様子

●左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト

左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力が区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう取組を実施する。



写真 左京区の伝統行事(久多の花笠踊)

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

各区には、祈りと信仰の場や祭りや年中行事の舞台でもある寺社や京町家などの歴史的建造物が多く残り、伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。

新(6-45)

R7 新規

事業名	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業
事業主体	葵祭:葵祭行列保存会、時代祭:平安講社 京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 重点区域

事業内容

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。



写真 6-43 葵祭

○時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。



写真 6-44 時代祭

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

葵祭や時代祭は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致や伝統と進取の気風の地の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの祭りを支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対する助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

事業名	祇園祭・五山送り火に対する助成
事業主体	祇園祭:公益財団法人祇園祭山鉾連合会、 八坂神社、祇園祭各山鉾の保存会 京都五山の送り火:京都五山の送り火連合会、 各山の保存会 京都市
事業手法	文化財関係国庫補助事業、地域の観光資源 充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都に古くから伝わる伝統行事(祇園祭・五山送り火)がつつがなく執行され、将来に向かって継承されていくよう、懸装品等の修理・新調補助(祇園祭)や施設の整備補助(五山送り火)、また行事自体の執行補助を行う。

○祇園祭

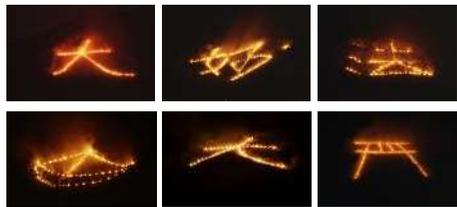
祇園祭の円滑な執行及びその保存・継承を図るため、山鉾修理、懸装品等新調事業及び行事執行に対して助成を行う。



祇園祭前祭山鉾巡行

○五山送り火

五山送り火の円滑な執行及びその保存・継承を図るため、施設整備及び行事執行に対して助成を行う。



五山送り火

(左上から時計回りに大文字送り火、松ヶ崎妙法送り火(妙)、松ヶ崎妙法送り火(法)、鳥居形松明送り火、左大文字送り火、船形万燈籠送り火)

旧(6-42)

※新規掲載のため旧なし

事業名	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業
事業主体	葵祭:葵祭行列保存会、時代祭:平安講社 京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	～R12

事業位置 重点区域

事業内容

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

○葵祭

葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。



写真 6-43 葵祭

○時代祭

時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。



写真 6-44 時代祭

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

葵祭や時代祭は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致や伝統と進取の気風の地の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの祭りを支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対する助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

新（6-45）

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

祇園祭と京都五山の送り火は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの伝統行事を支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対する助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

③新たなイノベーションの創出

事業名	伝統芸能文化創生プロジェクト
事業主体	伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス (京都市、公益財団法人 京都市芸術文化協会)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

平成 23 年度に策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクト。「五感で感じる和の文化事業」の成果を引き継ぎ、伝統芸能文化に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能文化を取り巻く課題の改善や継承へ向けた提案に取り組む。

また、文化庁とも連携し、全国の関係機関とのネットワーク構築を推進することで、国内全体の伝統芸能文化の振興に取り組み、京都の伝統芸能文化の創生・活性化へとつなげる。



写真 6-45 伝統芸能文化創生プロジェクト

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「五感で感じる和の文化事業」を継承することによって、市民が生活の中で伝統芸能文化を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統芸能文化に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸能に関わるきっかけとなり、その維持・発展につながる。

この事業を継続していくことは、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、伝統芸能文化の継承、後継者の育成につながる。

旧（6-42）

※新規掲載のため旧なし

③新たなイノベーションの創出

事業名	伝統芸能文化創生プロジェクト
事業主体	伝統芸能アーカイブ&リサーチオフィス (京都市、公益財団法人 京都市芸術文化協会)、京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

平成 23 年度に策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクト。「五感で感じる和の文化事業」の成果を引き継ぎ、伝統芸能文化に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能文化を取り巻く課題の改善や継承へ向けた提案に取り組む。

また、文化庁とも連携し、全国の関係機関とのネットワーク構築を推進することで、国内全体の伝統芸能文化の振興に取り組み、京都の伝統芸能文化の創生・活性化へとつなげる。



写真 6-45 伝統芸能文化創生プロジェクト

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「五感で感じる和の文化事業」を継承することによって、市民が生活の中で伝統芸能文化を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統芸能文化に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながる。

この事業を継続していくことは、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、伝統芸能文化の継承、後継者の育成につながる。

新（6-47）

R7 新規

事業名	観光案内標識アップグレード推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。



写真 6-46 観光案内標識

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向け、「分かりやすい」、「京都の街並みに調和した」観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行うことは、京の街道やその周辺の歴史的風致や京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

事業名	京都駅前の再生に係る取組
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業
事業期間	R8～R12

事業位置 重点区域（京都駅前）

事業内容

京都駅は市内最大の交通結節点であり、駅前には多くの市民・観光客が訪れる京都の玄関口である。

京都市内に点在する歴史的風致エリアの観光地を訪れる多くの人により豊かな体験を提供できるよう、

- ・居心地が良く歩きたくなる駅前広場を創出し、観光客などが滞留できる空間とすることで、市内への観光客の分散化を図るとともに、公共交通の乗り換えや待ち環境等の交通結節機能の充実による、混雑緩和・スムーズな観光地への誘導 を目指す。

- ・東本願寺など周辺観光地にも つながる歩行者空間として充実させることより観光客の満足度向上を図る。



写真 京都駅前広場

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

京都の玄関口である京都駅前の利便性・快適性・空間の質の向上を図り、観光客を市内各所へ効率的に誘導し分散化させることは、京都の7つの歴史的風致の活性化や価値向上に寄与するだけでなく、観光客の満足度・期待度の向上、観光地の混雑解消にもつながり、市民生活と観光の調和を図るうえで重要な取組である。

旧（6-44）

※新規掲載のため旧なし

事業名	観光案内標識アップグレード推進事業
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	H30～R12

事業位置 市内全域

事業内容

国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。



写真 6-46 観光案内標識

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

「歩いて楽しいまち・京都」の実現に向け、「分かりやすい」、「京都の街並みに調和した」観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行うことは、京の街道やその周辺の歴史的風致や京の都を育む水・土・緑の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

新（6-50）

①まちの活性化、魅力の発信

事業名	魅力ある夜間景観づくり
事業主体	京都市
事業手法	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業、市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市では、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。夜間景観の現状調査や仮設の照明設置等による社会実験を経て、夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。今後、指針を活用し、市民、事業者、行政の連携による夜間景観づくりを推進する。また、鴨川周辺をはじめとして、まちづくりの一環として夜間景観づくりの機運が高まったエリアにおいては、照明機器の整備に着手する。



写真 6-48 三条大橋における社会実験

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

夜間景観は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、地域の特性に応じた夜間景観を誘導し、京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより、アクティビティを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることで、エリア内外の回遊性を高め、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会を創出することから、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

②国内外への京都の魅力発信

事業名	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大
事業主体	世界歴史都市連盟
事業手法	任意団体の事業
事業期間	H6～R12

事業位置 市内全域

事業内容

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお後を絶たない現在の世界情勢において、世界平和の達成に貢献することを願って設立されたもので、設立以来、京都市が会長と事務局を務めている。

連盟の活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有と交流である。



写真 6-49 世界歴史都市会議の様子

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

旧（6-46・47）

①まちの活性化、魅力の発信

事業名	魅力ある夜間景観づくり
事業主体	京都市
事業手法	市単独事業
事業期間	R1～R12

事業位置 市内全域

事業内容

京都市では、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。夜間景観の現状調査や仮設の照明設置等による社会実験を経て、夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。

写真 6-48 三条大橋における社会実験



事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

夜間景観は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、地域の特性に応じた夜間景観を誘導し、京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより、新たな賑わいを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることで、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

②国内外への京都の魅力発信

事業名	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大
事業主体	世界歴史都市連盟
事業手法	任意団体の事業
事業期間	H6～R12

事業位置 市内全域

事業内容

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている（135都市（65箇国・地域）令和6年（2024）11月13日現在）。連盟の活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有



写真 6-49 世界歴史都市会議の様子

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

新（6-51）

旧（6-48）

（掲載事業一覧） (令和7年度末時)

（掲載事業一覧） (令和6年度末時)

	所管局	ハードソフト	区域	事業名	関連する歴史的風致
(1) 歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援					
① 歴史的建造物への技術的・財政的支援					
ア 文化財の保存事業					
1-1-1	文化市民局	ハード	重点	名勝無鄰庵庭園の整備	因
1-1-2	文化市民局	ハード	市全域	文化財修理サイクルの確立に向けた修理助成制度の再構築 (旧事業名:京都市指定登録文化財修理等助成事業)	全て
1-1-3	文化市民局	ハード	市全域	“京都を彩る建物や庭園”修理事業	全て
1-1-4	文化市民局	ハード	市全域	文化財の重点的修理推進事業	全て
1-1-5	文化市民局	ハード	市全域	市指定文化財防災対策重点強化事業	全て
1-1-6	都市計画局	ハード	重点	伝統的建造物群保存事業	因因因
イ 景観指定建造物の修理・修景事業					
1-1-7	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	因因ほか全て
1-1-8	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(界わい・景観整備地区)	全て
1-1-9	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	全て
1-1-10	都市計画局	ハード	景観区域	歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	全て
1-1-11	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	全て
1-1-12	行財政局	ハード	重点	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	因因
1-1-13	都市計画局	ソフト	市全域	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	因因ほか全て
ウ 京町家の保全					
1-1-14	都市計画局	ハード	市全域	京町家所有者の保全・継承に係る支援制度 (旧事業名:指定京町家改修補助金)	因ほか全て
1-1-15	都市計画局	ハード	市全域	京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	因ほか全て
② 伝統的建造物の防災安全性向上					
1-2-1	都市計画局	ハード	市全域	木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業	因ほか全て
1-2-2	都市計画局	ハード	市全域	「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業	因ほか全て
1-2-3	都市計画局	ハード	市全域	空き家対策推進事業	因ほか全て
③ 歴史的建築物の活用・継承支援					
1-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	京都市歴史的建築物保存活用支援事業 (旧事業名:京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業)	全て
1-3-2	都市計画局	ソフト	市全域	京町家マッチング制度(京町家の流通・活用機会の確保～統合)	因ほか全て
1-3-3	都市計画局	ソフト	市全域	京町家の流通・活用機会の確保	因ほか全て
1-3-4	都市計画局	ソフト	市全域	京町家の価値の共有	因ほか全て
(2) 歴史的町並みの保全・向上					
① 公共空間の整備(道路修景、無電柱化など)					
ア 道路修景整備事業					
2-1-1	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 三条周辺地区	因因
2-1-2	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水周辺地区	因
2-1-3	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水・祇園地区	因
2-1-4	建設局	ハード	重点	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	因因ほか全て
2-1-5	建設局	ハード	重点	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出	因因ほか全て
イ 無電柱化事業					
2-1-6	建設局	ハード	市全域	無電柱化等事業	因因ほか全て
② 都市施設の充実(史跡公園整備など)					
2-2-1	建設局	ハード	重点	都市公園事業【淀城跡公園】	因
2-2-2	建設局	ハード	重点	高瀬川再生プロジェクト	因
2-2-3	建設局	ハード	重点	三条大橋再整備事業	因
2-2-4	文化市民局	ハード	重点	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業 (史跡公有化及び仮整備事業～記載を統合)	因
2-2-5	文化市民局	ハード	重点	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業 (史跡公有化及び仮整備事業～記載を統合)	因
2-2-6	文化市民局	ハード	重点	上ノ山古墳史跡公園整備事業	因
2-2-7	産業観光局	ハード	市全域	名所説明立札等充実整備事業	全て
2-2-8	文化市民局	ハード	市全域	史跡公有化及び仮整備事業	全て
2-2-9	都市計画局	ハード	重点	鴨川魅力向上プロジェクト(鴨川(三条～四条間))	因因
2-2-10	建設局	ハード	市全域	歴史的風致と調和した良質な歩行空間の創出	因因

	所管局	ハードソフト	区域	事業名	関連する歴史的風致
(1) 歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援					
① 歴史的建造物への技術的・財政的支援					
ア 文化財の保存事業					
1-1-1	文化市民局	ハード	重点	名勝無鄰庵庭園の整備	因
1-1-2	文化市民局	ハード	市全域	京都市指定登録文化財修理等助成事業	全て
1-1-3	文化市民局	ハード	市全域	“京都を彩る建物や庭園”修理事業	全て
1-1-4	文化市民局	ハード	市全域	文化財の重点的修理推進事業	全て
1-1-5	文化市民局	ハード	市全域	市指定文化財防災対策重点強化事業	全て
1-1-6	都市計画局	ハード	重点	伝統的建造物群保存事業	因因因
イ 景観指定建造物の修理・修景事業					
1-1-7	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	因因ほか全て
1-1-8	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(界わい・景観整備地区)	全て
1-1-9	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	全て
1-1-10	都市計画局	ハード	景観区域	歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	全て
1-1-11	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	全て
1-1-12	行財政局	ハード	重点	歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	因因
1-1-13	都市計画局	ソフト	市全域	歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	因因ほか全て
ウ 京町家の保全					
1-1-14	都市計画局	ハード	市全域	指定京町家改修補助金	因ほか全て
1-1-15	都市計画局	ハード	市全域	京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	因ほか全て
② 伝統的建造物の防災安全性向上					
1-2-1	都市計画局	ハード	市全域	木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業	因ほか全て
1-2-2	都市計画局	ハード	市全域	「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業	因ほか全て
1-2-3	都市計画局	ハード	市全域	空き家対策推進事業	因ほか全て
③ 歴史的建築物の活用・継承支援					
1-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業	全て
1-3-2	都市計画局	ソフト	市全域	京町家マッチング制度	因ほか全て
(2) 歴史的町並みの保全・向上					
① 公共空間の整備(道路修景、無電柱化など)					
ア 道路修景整備事業					
2-1-1	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 三条周辺地区	因因
2-1-2	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水周辺地区	因
2-1-3	建設局	ハード	重点	道路修景整備事業 清水・祇園地区	因
2-1-4	建設局	ハード	重点	歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	因因ほか全て
2-1-5	建設局	ハード	重点	文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出	因因ほか全て
イ 無電柱化事業					
2-1-6	建設局	ハード	市全域	無電柱化等事業	因因ほか全て
② 都市施設の充実(史跡公園整備など)					
2-2-1	建設局	ハード	重点	都市公園事業【淀城跡公園】	因
2-2-2	建設局	ハード	重点	高瀬川再生プロジェクト	因
2-2-3	建設局	ハード	重点	三条大橋再整備事業	因
2-2-4	文化市民局	ハード	重点	史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	因
2-2-5	文化市民局	ハード	重点	史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業	因
2-2-6	文化市民局	ハード	重点	上ノ山古墳史跡公園整備事業	因
2-2-7	産業観光局	ハード	市全域	名所説明立札等充実整備事業	全て

新(6-52)

(令和7年度末時)

(掲載事業一覧)

	所管局	ハードソフト	区域	事業名	関連する歴史的風致
③良好な景観の誘導					
2-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)	箇四ほか全て
2-3-2	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	全て
2-3-3	都市計画局	ハード	市全域	屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度(休止中)、屋外広告物の簡易除却	全て
2-3-4	産業観光局	ハード	市全域	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	全て
2-3-5	産業観光局	ハード	市全域	ウッド・チェンジ推進事業 (旧事業名:みやこ柚木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援)(市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)・市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)の統合))	全て
④緑地空間の整備					
2-4-1	建設局	ハード	市全域	雨庭整備事業	箇
(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上					
①新景観政策の推進					
3-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	景観形成推進事業	全て
②安心・安全で快適な歩行空間の創出					
3-2-1	都市計画局	ハードソフト	重点	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	全て
3-2-2	都市計画局	ハードソフト	市全域	観光地交通対策	全て
③森林景観の保全					
3-3-1	都市計画局	ハード	市全域	歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理	全て
3-3-2	建設局	ハード	市全域	横断防止柵等への間伐材活用事業	全て
3-3-3	産業観光局	ハード	重点	四季・彩りの森復活プロジェクト	全て
3-3-4	産業観光局	ソフト	市全域	「京都伝統文化の森」推進事業	全て
(4)地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援					
①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援					
4-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成	箇四ほか全て
4-1-2	都市計画局	ソフト	市全域	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	全て
4-1-3	左京区役所	ソフト	重点	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)	箇
4-1-4	総合企画局	ソフト	重点	西陣を中心とした地域の活性化	箇
4-1-5	各区役所・支所	ソフト	市全域	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業	全て
②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの推進					
4-2-1	都市計画局	ソフト	重点	防災まちづくり活動支援事業	全て
4-2-2	都市計画局	ハード	重点	防災まちづくり推進事業	全て
4-2-3	都市計画局	ハード	重点	細街路対策事業	全て
(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成					
①保存と活用の社会・経済における好循環の創出					
5-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業(旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)	全て
5-1-2	産業観光局	ソフト	市全域	京都伝統産業ミュージアムの運営(旧事業名:京都市伝統産業ミュージアムの運営)	全て
5-1-3	産業観光局	ソフト	市全域	京の「匠」ふれあい事業	全て
5-1-4	文化市民局	ソフト	市全域	市民狂言会	箇
5-1-5	文化市民局	ソフト	市全域	京都薪能	箇
②担い手・支え手の確保					
5-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	全て
5-2-2	産業観光局	ソフト	重点	花街の伝統芸能保存育成事業	箇
5-2-3	産業観光局	ソフト	重点	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	箇箇
5-2-4	文化市民局	ソフト	市全域	祇園祭・五山送り火に対する助成	箇
③新たなイノベーションの創出					
5-3-1	文化市民局	ソフト	市全域	伝統芸能文化創生プロジェクト	全て

旧(6-49)

(掲載事業一覧)

	所管局	ハードソフト	区域	事業名	関連する歴史的風致
③良好な景観の誘導					
2-3-1	都市計画局	ソフト	市全域	寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)	箇四ほか全て
2-3-2	都市計画局	ハード	重点	歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	全て
2-3-3	都市計画局	ハード	市全域	屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却	全て
2-3-4	産業観光局	ハード	市全域	市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	全て
2-3-5	産業観光局	ハード	市全域	みやこ柚木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援) (旧事業名:市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)・市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)の統合)	全て
④緑地空間の整備					
2-4-1	建設局	ハード	市全域	雨庭整備事業	箇
(3)歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上					
①新景観政策の推進					
3-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	景観形成推進事業	全て
②安心・安全で快適な歩行空間の創出					
3-2-1	都市計画局	ハードソフト	重点	「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	全て
3-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	観光地交通対策	全て
③森林景観の保全					
3-3-1	都市計画局	ハード	市全域	歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理	全て
3-3-2	建設局	ハード	市全域	横断防止柵等への間伐材活用事業	全て
3-3-3	産業観光局	ハード	重点	四季・彩りの森復活プロジェクト	全て
3-3-4	産業観光局	ソフト	市全域	「京都伝統文化の森」推進事業	全て
(4)地域力を活かした歴史まちづくりの取組支援					
①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援					
4-1-1	都市計画局	ソフト	市全域	地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成	箇四ほか全て
4-1-2	都市計画局	ソフト	市全域	地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援	全て
4-1-3	左京区役所	ソフト	重点	官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)	箇
4-1-4	総合企画局	ソフト	重点	西陣を中心とした地域の活性化	箇
4-1-5	各区役所・支所	ソフト	市全域	各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業	全て
②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの推進					
4-2-1	都市計画局	ソフト	重点	防災まちづくり活動支援事業	全て
4-2-2	都市計画局	ハード	重点	防災まちづくり推進事業	全て
4-2-3	都市計画局	ハード	重点	細街路対策事業	全て
(5)文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成					
①保存と活用の社会・経済における好循環の創出					
5-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業(旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)	全て
5-1-2	産業観光局	ソフト	市全域	京都伝統産業ミュージアムの運営(旧事業名:京都市伝統産業ミュージアムの運営)	全て
5-1-3	産業観光局	ソフト	市全域	京の「匠」ふれあい事業	全て
5-1-4	文化市民局	ソフト	市全域	市民狂言会	箇
5-1-5	文化市民局	ソフト	市全域	京都薪能	箇
②担い手・支え手の確保					
5-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	全て
5-2-2	産業観光局	ソフト	重点	花街の伝統芸能保存育成事業	箇
5-2-3	産業観光局	ソフト	重点	葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	箇箇
③新たなイノベーションの創出					
5-3-1	文化市民局	ソフト	市全域	伝統芸能文化創生プロジェクト	全て

新（6-53）

（令和7年度末時）

（掲載事業一覧）

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
(6)市民生活と調和した観光政策の推進					
① 観光客分散化等混雑対応					
6-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)	全て
6-1-2	産業観光局	ハード	市全域	観光案内標識アップグレード推進事業 (旧事業名:観光案内標識設置事業)	全て
6-1-3	都市計画局	ハード ソフト	重点	京都駅前の再生に係る取組	全て
②観光客マナー向上の取組					
6-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	地域と連携した観光課題解決等推進事業	全て
(7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業					
①まちの活性化、魅力の発信					
7-1-1	産業観光局	ソフト	重点	京都・花灯路	全て
7-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	魅力ある夜間景観づくり	全て
②国内外への京都の魅力発信					
7-2-1	総合企画局	ソフト	市全域	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	全て

□ …実施中事業
■ …完了・休止中等事業

<形成する歴史的風致の凡例>

☉：祈りと信仰のまち京都 ☐：暮らしに息づくハレとケのまち京都 ☒：ものづくり・商い・もてなしのまち京都
 ☔：文化・芸術のまち京都 ☕：伝統と進取の気風の地 ☖：京街道とその周辺 ☗：千年の都を育む水・土・緑

旧（6-なし）

（令和6年度末時）

（掲載事業一覧）

	所管局	ハード ソフト	区域	事業名	関連する 歴史的風致
(6)市民生活と調和した観光政策の推進					
② 観光客分散化等混雑対応					
6-1-1	産業観光局	ソフト	市全域	安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)	全て
6-1-2	産業観光局	ハード	市全域	観光案内標識アップグレード推進事業 (旧事業名:観光案内標識設置事業)	全て
②観光客マナー向上の取組					
6-2-1	産業観光局	ソフト	市全域	地域と連携した観光課題解決等推進事業	全て
(7)その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業					
①まちの活性化、魅力の発信					
7-1-1	産業観光局	ソフト	重点	京都・花灯路	全て
7-2-2	都市計画局	ソフト	市全域	魅力ある夜間景観づくり	全て
②国内外への京都の魅力発信					
7-2-1	総合企画局	ソフト	市全域	世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	全て

□ …実施中事業
■ …完了・休止中等事業

<形成する歴史的風致の凡例>

☉：祈りと信仰のまち京都 ☐：暮らしに息づくハレとケのまち京都 ☒：ものづくり・商い・もてなしのまち京都
 ☔：文化・芸術のまち京都 ☕：伝統と進取の気風の地 ☖：京街道とその周辺 ☗：千年の都を育む水・土・緑

新(7-28)

歴史的風致形成建造物指定候補一覧(2期)

<祈りと信仰のまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
1-8 (II-2)	八木仏具店		下京区珠数屋町324	昭和3年	本山と聖地 に見る歴史 的風致
1-9	となみ詰所		下京区高槻町361	大正4年	本山と聖地 に見る歴史 的風致
1-10	七味家本舗		東山区清水2-221	大正期	本山と聖地 に見る歴史 的風致
1-11 (II-14)	八木家(洛東静処)		東山区白川筋三条下 る梅宮町485	大正4年	祈りの場 に見る歴史 的風致
1-12	中堂寺福神社		下京区中堂寺前田町 22番地10	昭和2年	祈りの場 に見る歴史 的風致
1-13 (II-68)	文字天満宮・神明神社		(文字天満宮) 下京 区間之町通花屋町下 る天神町400番地他 (神明神社) 下京区綾小路通東洞 院西入神明町245番 地10、246番地	(文字天満宮) 大正9年 (神明神社) 明治期	祈りの場 に見る歴史 的風致
1-14	錦天満宮		中京区新京極通四条 上中之町537	明治23年	祈りの場 に見る歴史 的風致

旧(7-28)

歴史的風致形成建造物指定候補一覧(2期)

<祈りと信仰のまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
1-8 (II-2)	八木仏具店		下京区珠数屋町324	昭和3年	本山と聖地 に見る歴史 的風致
1-9	となみ詰所		下京区高槻町361	大正4年	本山と聖地 に見る歴史 的風致
1-10	七味家本舗		東山区清水2-221	大正期	本山と聖地 に見る歴史 的風致
1-11 (II-14)	八木家(洛東静処)		東山区白川筋三条下 る梅宮町485	大正4年	祈りの場 に見る歴史 的風致
1-12	中堂寺福神社		下京区中堂寺前田町 22番地10	昭和2年	祈りの場 に見る歴史 的風致
1-13 (II-68)	文字天満宮・神明神社		(文字天満宮) 下京 区間之町通花屋町下 る天神町400番地他 (神明神社) 下京区綾小路通東洞 院西入神明町245番 地10、246番地	(文字天満宮) 大正9年 (神明神社) 明治期	祈りの場 に見る歴史 的風致

新 (7-29)

旧 (なし)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
1-15	法輪寺		下京区東中筋通花屋 町下る柳町317	江戸末～明治	本山と聖地 に見る歴史 的風致

新(7-32)

<暮らしに息づくハレとケのまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-15 (II-59)	船岡温泉 (国登録)		北区紫野南舟岡町 82-1	大正12年頃 (旧船岡楼)	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-16 (II-102)	長者湯 (歴史意匠)		上京区上長者町通松屋町西入ル須浜東町 450	明治5年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-17 (II-34)	山本家雲錦亭 (界わい)		北区上賀茂竹ヶ鼻町 14	寛政13年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-18 (II-15)	元祇園榎神社		中京区壬生榎ノ宮町 18-2	大正7年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-19 (II-18)	松ヶ崎大黒天(妙円寺)		左京区松ヶ崎東町31	大正期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-20 (II-48)	吉田山荘 (旧東伏見宮別邸) (国登録)		左京区吉田下大路町 59-1	昭和7年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-21 (II-19)	七条えんま堂		下京区西七条南西野町3	昭和初期	京都の年中行事に見る歴史的風致

旧(7-31)

<暮らしに息づくハレとケのまち京都>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-15 (II-59)	船岡温泉 (国登録)		北区紫野南舟岡町82-1	大正12年頃 (旧船岡楼)	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-16	長者湯 (歴史意匠)		上京区上長者町通松屋町西入ル須浜東町 450	明治5年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-17 (II-34)	山本家雲錦亭 (界わい)		北区上賀茂竹ヶ鼻町 14	寛政13年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-18 (II-15)	元祇園榎神社		中京区壬生榎ノ宮町 18-2	大正7年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-19 (II-18)	松ヶ崎大黒天(妙円寺)		左京区松ヶ崎東町31	大正期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-20 (II-48)	吉田山荘 (旧東伏見宮別邸) (国登録)		左京区吉田下大路町 59-1	昭和7年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-21 (II-19)	七条えんま堂		下京区西七条南西野町3	昭和初期	京都の年中行事に見る歴史的風致

新 (7-34)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-29 (II-39)	東山堀井邸及び借家		東山区本町通五条下 る森下町536	昭和17年頃	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-30 (II-47)	御室塚下邸		右京区御室小松野町 23 番地3	昭和4年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-31 (II-56)	秦家住宅 (市登録、景観重要)		下京区太子山町	明治2年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-32	笹屋町町家		上京区笹屋町通智恵 光院西入笹屋町一丁 目552番地	江戸時代後期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-33 (II-57)	井上清七薬房 (景観重要)		下京区鞋屋町通仏光 寺下の鍋屋町255番地	明治初期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-34	藤井邸		中京区押小路通間之 町通下の高田町495番 地	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-35 (II-58)	嶋臺 (国登録、歴意匠、 景観重要)		中京区御池通烏丸東 入仲保利町191番地	明治16年	京都の暮らしに見る歴史的風致

旧 (7-33)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-29 (II-39)	東山堀井邸及び借家		東山区本町通五条下 る森下町536	昭和17年頃	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-30 (II-47)	御室塚下邸		右京区御室小松野町 23 番地3	昭和4年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-31 (II-56)	秦家住宅 (市登録)		下京区太子山町	明治2年	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-32	笹屋町町家		上京区笹屋町通智恵 光院西入笹屋町一丁 目552番地	江戸時代後期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-33 (II-57)	井上清七薬房		下京区鞋屋町通仏光 寺下の鍋屋町255番地	明治初期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-34	藤井邸		中京区押小路通間之 町通下の高田町495番 地	明治期	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-35 (II-58)	嶋臺 (国登録、歴意匠)		中京区御池通烏丸東 入仲保利町191番地	明治16年	京都の暮らしに見る歴史的風致

新 (7-35)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-36 (II-49)	聚楽廻猪飼邸		中京区聚楽廻西町 123番地	大正10年頃	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-37 (II-60)	さらさ西陣 (旧藤ノ森湯)		北区紫野東藤ノ森町 11番地1	昭和5年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-38 (II-93)	紫野・若宮神社		北区紫野雲林院町1 番地	昭和5年 (移築)	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-39 (II-70)	岩佐家住宅 (市指定・名勝、景観重要)		京都市北区上賀茂南 大路町78番地	江戸時代後期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-40 (II-81)	旅館花屋		下京区仏光寺通西洞 院西入木賊山町180- 1	昭和初期以前	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-41 (II-80)	谷口・前田邸		右京区谷口園町19番 地及び20番地	明治期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-42 (II-92)	醒ヶ井・住吉神社		下京区醒ヶ井通高辻 下る住吉町481番地	明治32年	京都の年中行事に見る歴史的風致

旧 (7-34)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-36 (II-49)	聚楽廻猪飼邸		中京区聚楽廻西町123 番地	大正10年頃	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-37 (II-60)	さらさ西陣 (旧藤ノ森湯)		北区紫野東藤ノ森町 11番地1	昭和5年	京都の暮らしに見る歴史的風致
2-38	紫野・若宮神社		北区紫野雲林院町1番 地	昭和5年 (移築)	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-39 (II-70)	岩佐家住宅		京都市北区上賀茂南 大路町78番地	江戸時代後期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-40 (II-81)	旅館花屋		下京区仏光寺通西洞 院西入木賊山町180-1	昭和初期以前	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-41 (II-80)	谷口・前田邸		右京区谷口園町19番 地及び20番地	明治期	京都の年中行事に見る歴史的風致
2-42	醒ヶ井・住吉神社		下京区醒ヶ井通高辻 下る住吉町481番地	明治32年	京都の年中行事に見る歴史的風致

新 (7-36)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-43 (II-91)	松ヶ崎・河村邸		京都市左京区松ヶ崎 掘町53番地	江戸期	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-44 (II-82)	井山邸		中京区富小路通姉小 路 上る 松下町126番 地、128番	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-45 (II-83)	小倉邸		中京区小川通三条下 る 狸々町118番地	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-46 (II-84)	藤源法衣店 (加藤邸)		中京区六角麩屋町東 入八百屋町100番地及 び101番地	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-47 (II-85)	柴野・藤井邸		北区柴野上御所田町8 番地	昭和7年	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-48 (II-90)	笹屋町通・鎌田邸 (歴史意匠)		上京区笹屋町通六軒 町西入笹屋5丁目309	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致

旧 (7-35)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-43	松ヶ崎・河村邸		京都市左京区松ヶ崎 掘町53番地	江戸期	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-44 (II-82)	井山邸		中京区富小路通姉小 路 上る 松下町126番 地、128番	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-45 (II-83)	小倉邸		中京区小川通三条下 る 狸々町118番地	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-46 (II-84)	藤源法衣店 (加藤邸)		中京区六角麩屋町東 入八百屋町100番地及 び101番地	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-47 (II-85)	柴野・藤井邸		北区柴野上御所田町8 番地	昭和7年	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-48	笹屋町通・鎌田邸 (歴史意匠)		上京区笹屋町通六軒 町西入笹屋5丁目309	明治期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致

新 (7-37)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-50	總神社		北区紫竹西南町46	明治27年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-51 (II-99)	船鉦町会所		下京区船鉦町391-1	明治初期	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-52 (II-94)	池善ビル		下京区四条通小橋西 入真町58	大正15年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-53	香鳥屋 (歴史意匠)		東山区祇園町南側 580	昭和元年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-54 (II-100)	井上邸 (歴史意匠)		東山区大和大路通四 条下る三丁目博多町 112	大正7年以前	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-55 (II-101)	堀邸 (歴史意匠)		中京区御幸町通御池 下る大文字町356	昭和初期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-56	鶴種 (北川邸)		下京区西新屋敷上之 町125	昭和2年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致

旧 (7-36)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-50	總神社		北区紫竹西南町46	明治27年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-51	船鉦町会所		下京区船鉦町391-1	明治初期	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-52	池善ビル		下京区四条通小橋西 入真町58	大正15年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-53	香鳥屋 (歴史意匠)		東山区祇園町南側580	昭和元年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-54	井上邸 (歴史意匠)		東山区大和大路通四 条下る三丁目博多町 112	大正7年以前	京都の暮ら しに見る歴 史的風致
2-55	堀邸 (歴史意匠)		中京区御幸町通御池 下る大文字町356	昭和初期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致

新(7-38)

旧(なし)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
2-57	北観音山町会所		中京区新町通六角下 る六角町358-1	昭和13年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-58	山伏山町会所		中京区室町通蛸薬師 下る山伏山町544	慶応2年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-59	瀧尾神社		東山区本町十一丁目 718	天保10年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-60	小山・小西邸		北区小山下総町51	昭和9年	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-61	岩倉・城守邸		左京区岩倉西河原町 78	明治期	京都の年中 行事に見る 歴史的風致
2-62	澤井醤油本店		上京区仲之町292	明治前期	京都の暮ら しに見る歴 史的風致

新(7-43)

<高い・ものづくり・もてなし>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-29	加納幸		上京区上立売通堀川 東入ル堀之上町20番地	昭和2年	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-30 (II-87)	佐々木家住宅		上京区上立売通大宮 東入下る藤木町783 番地1	江戸後期	高いに見る 歴史的風致
3-31 (II-86)	阿倉染工		下京区中堂寺北町19 番地	昭和6年	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-32 (II-95)	西陣・横井邸		上京区上立売通浄福 寺西入上る真倉町 738	明治末期	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-33 (II-96)	藤井絞		中京区新町通六角下 る六角町365	明治44年	高いに見る 歴史的風致
3-34	西陣・岡本邸		上京区中立売通松屋 町東入新元町222	明治25年	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-35	西陣・真崎邸		上京区上長者通浄福 寺東入高台院町545	大正13年	ものづくりに 見る歴史的 風致

旧(7-41)

<高い・ものづくり・もてなし>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-29	加納幸		上京区上立売通堀川 東入ル堀之上町20番地	昭和2年	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-30 (II-87)	佐々木家住宅		上京区上立売通大宮 東入下る藤木町783番地1	江戸後期	高いに見る 歴史的風致
3-31 (II-86)	阿倉染工		下京区中堂寺北町19 番地	昭和6年	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-32	横井邸		上京区上立売通浄福 寺西入上る真倉町738	明治末期	ものづくりに 見る歴史的 風致
3-33	藤井絞		中京区新町通六角下 る六角町365	明治44年	高いに見る 歴史的風致

新 (7-44)

旧 (なし)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
3-36	三宅邸		中京区室町通六角下 鯉山町524	明治前期	商いに見る 歴史的風致
3-37	近又 (国登録)		中京区御幸町四条上 大日町407	明治前期 (主 屋)	商いに見る 歴史的風致

新(7-47)

<文化・芸術>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
4-15	北村邸 (歴史意匠)		上京区堀川通寺之内 下る竹屋町578	明治期	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-16	横山邸		東山区新門前通大和 大路東入西之町226	明治39年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-17	亀屋伊織		中京区二条通新町東 入ル大恩寺町245-1、 245-2	明治32年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致
4-18	内藤清商店		上京区新町通寺之内 上る道正町469	明治33年	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致

旧(7-44)

<文化・芸術>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
4-15	北村邸 (歴史意匠)		上京区堀川通寺之内 下る竹屋町578	明治期	京の伝統文化を彩る芸術に見る歴史的風致

新(7-50)

<伝統と進取>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
5-15 (Ⅱ-22)	竹中庵		左京区岡崎円勝寺町 56番地	大正期	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-16 (Ⅱ-21)	去風洞		左京区浄土寺馬場町 35	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-17 (Ⅱ-23)	岡崎井口邸		左京区岡崎円勝寺町 91番47	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-18 (Ⅱ-26)	京都府立医科大学 基督教青年会橋井寮		左京区吉田牛ノ宮町 23	大正3年	大学のまち 京都・学生 のまち京都 における自由 な気風の継 承
5-19 (Ⅱ-44)	若王子服部邸及び借家		京都市左京区若王子 町26他	明治4年頃	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-20 (Ⅱ-97)	京都麻絲		山科区竹鼻外田町22	昭和27年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-21	駒井家住宅		左京区北白川伊織町 64	昭和2年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致

旧(7-47)

<伝統と進取>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
5-15 (Ⅱ-22)	竹中庵		左京区岡崎円勝寺町 56番地	大正期	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-16 (Ⅱ-21)	去風洞		左京区浄土寺馬場町 35	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-17 (Ⅱ-23)	岡崎井口邸		左京区岡崎円勝寺町 91番47	大正15年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-18 (Ⅱ-26)	京都府立医科大学 基督教青年会橋井寮		左京区吉田牛ノ宮町 23	大正3年	大学のまち 京都・学生 のまち京都 における自由 な気風の継 承
5-19 (Ⅱ-44)	若王子服部邸及び借家		京都市左京区若王子 町26他	明治4年頃	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-20	京都麻絲		山科区竹鼻外田町22	昭和27年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致
5-21	駒井家住宅		左京区北白川伊織町 64	昭和2年	古都の再生 と近代の憩 いと娯楽に 見る歴史的 風致

新 (7-53)

<京の街道とその周辺>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
6-15	本町通今村家住宅 (国登録)		東山区本町10丁目157	宝暦12年	京街道と京の七口に見る歴史的風致
6-16	修学院・遠見邸		左京区修学院大道町16番地	慶応元年	京街道と京の七口に見る歴史的風致
6-17	山科・奥田家分家		山科区西野山階町35番地	大正元年	旧街道でつながる山科盆地の祭りに見る歴史的風致
6-18	山科・長谷川邸		山科区北花山山田町87-1	明治期	旧街道でつながる山科盆地の祭りに見る歴史的風致

旧 (7-50)

<京の街道とその周辺>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
6-15	本町通今村家住宅 (国登録)		東山区本町10丁目157	宝暦12年	京街道と京の七口に見る歴史的風致
6-16	修学院・遠見邸		左京区修学院大道町16番地	慶応元年	京街道と京の七口に見る歴史的風致
6-17	山科・奥田家分家		山科区西野山階町35番地	大正元年	旧街道でつながる山科盆地の祭りに見る歴史的風致

新 (7-57)

<水・土・緑>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-22 (II-62)	旧近清酒店		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樺木町 206	明治12年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24 (II-98)	木屋町路地町家		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樺木町 208、208-1	明治12年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24 (II-54)	京料理ちもと		下京区西石垣通四条 下る齋藤町140-5	昭和7年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-25 (II-65)	嵐山保勝会会所		右京区嵯峨天竜寺芒 ノ馬場町40	昭和20年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-26 (II-66)	伏見清山邸		伏見区東組町691	明治20年	山や野に見 る歴史的風 致
7-27 (II-67)	大將軍松井邸		北区大將軍西町112	大正期	山や野に見 る歴史的風 致
7-28 (II-76)	山本家 (酒蔵)		伏見区上油掛町190番 地	昭和2年	京の水辺に 見る歴史的 風致

旧 (7-54)

<水・土・緑>

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-22 (II-62)	旧近清酒店		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樺木町 206	明治12年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24	木屋町路地町家		中京区木屋町通四条 上る二丁目下樺木町 208、208-1	明治12年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-24 (II-54)	京料理ちもと		下京区西石垣通四条 下る齋藤町140-5	昭和7年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-25 (II-65)	嵐山保勝会会所		右京区嵯峨天竜寺芒 ノ馬場町40	昭和20年以前	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-26 (II-66)	伏見清山邸		伏見区東組町691	明治20年	山や野に見 る歴史的風 致
7-27 (II-67)	大將軍松井邸		北区大將軍西町112	大正期	山や野に見 る歴史的風 致
7-28 (II-76)	山本家 (酒蔵)		伏見区上油掛町190番 地	昭和2年	京の水辺に 見る歴史的 風致

新 (7-58)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-29 (II-103)	山本本家 (住居)		上油掛町36番地	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-30 (II-104)	山本本家 (社屋)		上油掛町36番地1	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-31 (II-89)	伏見・藤井邸		伏見区石屋町526番地	昭和25年	京の水辺に見る歴史的風致
7-32 (II-77)	淀・浮田邸		伏見区淀美豆町176番地	明治23年	京の水辺に見る歴史的風致
7-33 (II-78)	久我・辻邸		伏見区久我石原町1番5	江戸時代末	京の水辺に見る歴史的風致
7-34 (II-105)	東九条・田中邸		南区東九条東札辻町11	明治17年以前	山や野に見る歴史的風致
7-35	九条通・伊藤邸		南区四ツ塚町55	昭和6年	山や野に見る歴史的風致

旧 (7-55)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-29	山本本家 (住居)		上油掛町36番地	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-30	山本本家 (社屋)		上油掛町36番地1	昭和初期	京の水辺に見る歴史的風致
7-31 (II-89)	伏見・藤井邸		伏見区石屋町526番地	昭和25年	京の水辺に見る歴史的風致
7-32 (II-77)	淀・浮田邸		伏見区淀美豆町176番地	明治23年	京の水辺に見る歴史的風致
7-33 (II-78)	久我・辻邸		伏見区久我石原町1番5	江戸時代末	京の水辺に見る歴史的風致
7-34	東九条・田中邸		南区東九条東札辻町11	明治17年以前	山や野に見る歴史的風致
7-35	九条通・伊藤邸		南区四ツ塚町55	昭和6年	山や野に見る歴史的風致

新 (7-59)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-36 (II-106)	七条通・中村邸		下京区七条通猪熊東 入西八百屋町155	大正2年	山や野に見 る歴史的風 致
7-37	竹中邸		下京区木屋町通松原 上る美濃屋町178	昭和12年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-38	喫茶ソワレ		下京区西木屋町四条 上る真町95	昭和23年	京の水辺に 見る歴史的 風致
7-39	徳岡邸		上京区下立売通御前 通西入堀川町731	昭和初期	山や野に見 る歴史的風 致

旧 (7-56)

番号 (指定番号)	名称	外観写真	所在地	築年	関連する 歴史的風致
7-36 (II-106)	七条通・中村邸		下京区七条通猪熊東 入西八百屋町155	大正2年	山や野に見 る歴史的風 致

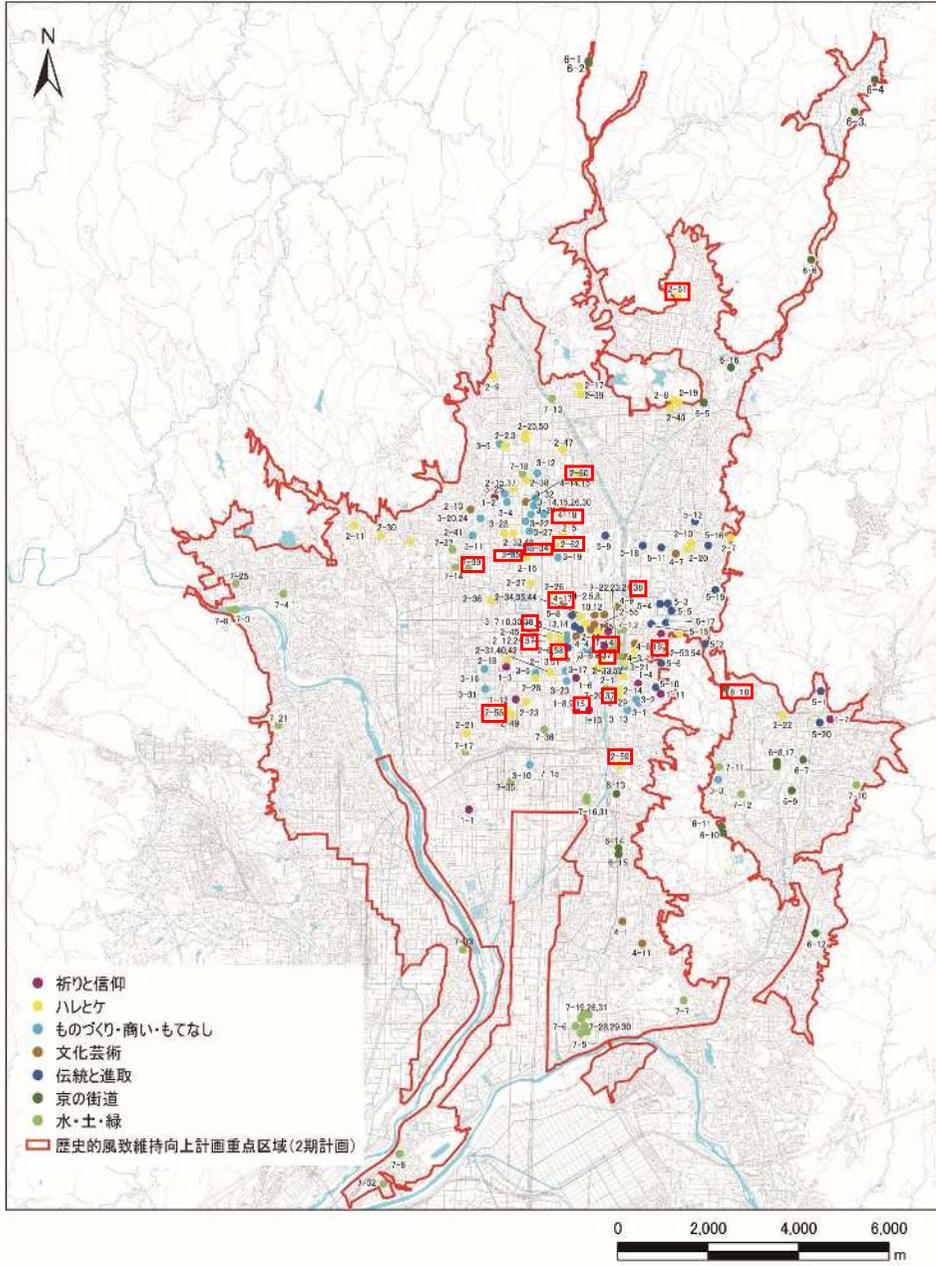


図 7-2 歴史的風致形成建造物(第 2 期)指定候補の分布

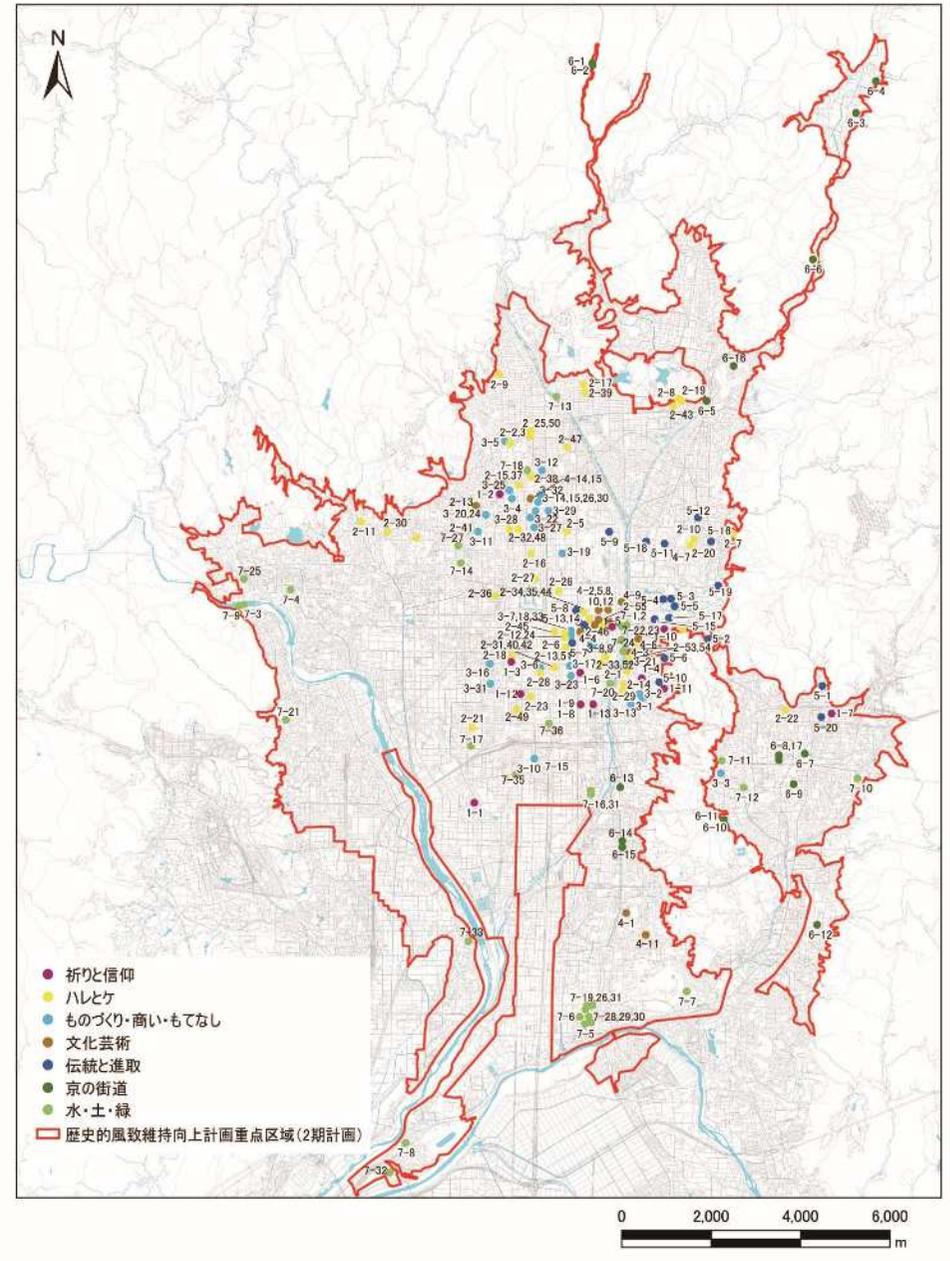


図 7-2 歴史的風致形成建造物(第 2 期)指定候補の分布

新（資料編）

旧（資料編）

・新規指定建造物の追加（令和7年）

【新規追加】

別表1-1 国宝・重要文化財（建造物）※市指定解除→重要文化財

222	重要文化財	旧村井家別邸（長楽館）	東山区四条通大和大路東入祇園町南側 507番地1	令6.12.9
-----	-------	-------------	-----------------------------	---------

別表1-7 国登録文化財（建造物）

457	国登録有形文化財	京都大学東南アジア地域研究研究所 図書本館（旧京都織物株式会社本 社事務所）	左京区吉田下阿達46	令6.8.15
458	国登録有形文化財	岡墨光堂主屋	中京区富小路通三条上る福長町113	令6.8.15
459	国登録有形文化財	岡墨光堂職場	中京区富小路通三条上る福長町113	令6.8.15
460	国登録有形文化財	岡墨光堂表蔵	中京区富小路通三条上る福長町113	令6.8.15
461	国登録有形文化財	岡墨光堂奥蔵	中京区富小路通三条上る福長町113	令6.8.15
462	国登録有形文化財	京都市役所本庁舎	中京区寺町通御池上る上本能寺前 町488他	令7.3.13
463	国登録有形文化財	乃木神社本殿	伏見区桃山町板倉周防37-1他	令7.3.13
464	国登録有形文化財	乃木神社拜殿	伏見区桃山町板倉周防37-1他	令7.3.13
465	国登録有形文化財	乃木神社記念館	伏見区桃山町板倉周防37-1他	令7.3.13
466	国登録有形文化財	乃木神社宝物館	伏見区桃山町板倉周防37-1他	令7.3.13
467	国登録有形文化財	乃木神社神門及び袖塀	伏見区桃山町板倉周防37-1他	令7.3.13
468	国登録有形文化財	井口家住宅主屋	左京区岡崎円勝寺町91-47	令7.3.13
469	国登録有形文化財	井口家住宅表門及び塀	左京区岡崎円勝寺町91-47	令7.3.13

別表2-1 府指定・登録文化財（建造物）※府登録解除→府指定

7	府指定有形文化財	梅宮大社幣殿	右京区梅津フケノ川町	令7.3.25
		梅宮大社東廻廊	右京区梅津フケノ川町	令7.3.25
		梅宮大社西廻廊	右京区梅津フケノ川町	令7.3.25
		梅宮大社東門	右京区梅津フケノ川町	令7.3.25

別表4-2 京都を彩る建物や庭園（認定）

231	京都を彩る建物や庭園（認定）	小林家	北区	令6.11.29
232	京都を彩る建物や庭園（認定）	旧三谷祐幸家	北区	令6.11.29
233	京都を彩る建物や庭園（認定）	革島医院	中京区	令6.11.29
234	京都を彩る建物や庭園（認定）	ちもと	下京区	令6.11.29
235	京都を彩る建物や庭園（認定）	興正寺	下京区	令6.11.29
236	京都を彩る建物や庭園（認定）	旧宇津郵便局	右京区	令6.11.29
237	京都を彩る建物や庭園（認定）	カトリック伏見教会	伏見区	令6.11.29
238	京都を彩る建物や庭園（認定）	浮田家	伏見区	令6.11.29
239	京都を彩る建物や庭園（認定）	福田家	北区	令7.2.28
240	京都を彩る建物や庭園（認定）	井上家	北区	令7.2.28
241	京都を彩る建物や庭園（認定）	丈松庵	左京区	令7.2.28
242	京都を彩る建物や庭園（認定）	八瀬かまぶろ温泉ふるさと	左京区	令7.2.28
243	京都を彩る建物や庭園（認定）	長谷川家	山科区	令7.2.28
244	京都を彩る建物や庭園（認定）	上田家	下京区	令7.2.28

別表4-3 景観重要建造物

132	景観重要建造物	長谷川 歴史・文化・交流の家	南区	令7
133	景観重要建造物	井上清七薬房	中京区	令7